

午前10時2分 開議

議長（藪野 勤君） おはようございます。ただいまから平成11年第3回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、17番 島原正嗣議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において25番 巴里英一君、26番 嶋本五男君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、議案第2号 泉南市情報公開条例の制定についてから日程第5、議案第5号 泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例の制定についてまでの以上4件を一括議題といたします。

本4件に関し委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長 林 治君。

総務常任委員長（林 治君） おはようございます。議長より報告の旨の指名を受けましたので、ただいまから去る9月24日の本会議において総務常任委員会に付託を受けました議案第2号、泉南市情報公開条例の制定について、議案第3号、泉南市個人情報保護条例の制定について、議案第4号、泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について及び議案第5号、泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審議会条例の制定についてまでの以上4件について、審査の経過並びに結果の報告を申し上げます。

なお、審査結果につきましては、お手元に御配付申し上げております審査報告書のとおりでございます。

以下、審査経過の概要につきまして御報告申し上げます。

本常任委員会は、去る9月27日に委員及び関係理事者の出席のもとに開催し、慎重に審査を行いました。それでは、各議案ごとにその審査経過を申し上げます。

まず、議案第2号、泉南市情報公開条例の制定

について、審査の経過の概要を申し上げます。

本条例の制定については、市民の市政に関する情報を得る機会を制度的に保障することにより、公正で透明な市政運営を推進し、市政への市民参加による開かれた市政の実現に資するという趣旨の提案であり、この意を受けて本条例案の審査を行いました。

質疑の中で、まず第1条で、「市民の市政への参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市民による市民のための市政の発展に資することを目的とする。」とうたわれているが、情報公開条例の条文にあっては、市民にわかりやすく、受け入れやすい文章表現にするべきであると思うが、その点どのように考えているのかとの問いに、文章表現については、わかりやすい表現ということであるといろいろと検討した中であって、わかりやすい表現にすることにより、かえって条例の趣旨が不明確になることも予想される条文については、あえて多少法的な表現にしているとのことでありました。

次に、第2条第1項第1号で、実施機関とは、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、水道事業管理者の権限を行う市長及び議会をいう。」と明記されているが、これ以外で、公共性を有するものについても情報公開を進めていく考えであると聞き及んでいるが、その点どのようになっているのかとの問いに、本市には、公共性を有するものとしては、シルバー人材センター、社会福祉協議会等があり、市と同時施行という形をとることがベターではあるが、各団体については別の法人格を有する団体でもあり、強制することもできない関係上、市の条例制定後に市長名でもって、公開に努められたいという形でのお願いをしていく考えであるとのことであり、また市長が管理者を務めている南部流域下水道組合、清掃事務組合についても、市の条例制定後にそれぞれの組合議会にお願いしていく考えであるとのことでありました。

さらに、同条第1項第2号の中で、情報とは、「実施機関において決裁又は供覧の手続が完了し、現に実施機関が管理しているもの（以下「公文書」

という。)に記録されたものをいう。」となっているが、仮に市民が知りたい情報が決裁または供覧の手続が完了する前のものである場合、その対応策は考えているのかとの問いに、この条例における公文書の位置づけとしては、あくまでも決裁または供覧の手続が完了したものであり、公文書として位置づけるため手続中である文書については、公文書としての意思確定がなされていないと考えているとのことでした。

次に、第9条の中で、「個人の利益が害されるおそれがないと認められる情報」、「公共の安全確保に支障が生じるおそれ又は不当な差別による人権侵害を生ずるおそれがある情報」と、各条文中にそれぞれ「おそれ」という表現があるが、一定このような表現はあいまいであるように思慮するが、なぜこのような表現にしたのかとの問いに、「おそれ」という表現を使った理由としては、情報公開条例を施行していくに当たり、これから起こっていくであろうという状況等々については、物差しではかったようにはいかないことが予想され、なおかつ、ケース・バイ・ケースでの対応をするため、このような表現にしているとのことでありました。

さらに、同条第1項第3号「公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全確保に支障が生じるおそれ又は不当な差別による人権侵害を生ずるおそれがある情報」については、当初示された素案にはなかったと思うが、その点どうかとの問いに、この条項については、素案の第10条(公開しないことができる情報)第1項第5号で、「公開することにより、人の生命、身体若しくは財産に危険を及ぼすおそれ又は犯罪の予防若しくは捜査等を著しく困難にすると認められるもの。」としていたが、この条文では、今回提案されている条文の内容まで読み取ることが困難と判断した中であって、あくまでも情報公開条例は、個人のプライバシーについては、消極的な立場を貫くということで、このような条文に変更したとのことでありました。

また、「公共の安全確保」とはガイドラインを、「不当な差別による人権侵害」とは同和問題を指しているのではないのかとの問いに、「公共の安

全確保」とは外的なものからの保護を指しており、「不当な差別による人権侵害」とは内的なものからの保護を指しているとのことでありました。

次に、議案第3号、泉南市個人情報保護条例の制定について、審査の経過の概要を申し上げます。

本条例の制定については、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の推進に資するため、本市が保有する個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項を定め、自己に関する個人情報の開示等について制度化するという趣旨の提案であり、この意を受けて本条例案の審査を行いました。

まず、第13条第2項第2号の中で、「診断」とあるが、本市には市民病院がないが、なぜこのような条項が入っているのかとの問いに、これについては、本市保健センターで保管している診断結果等のことであるとのことでした。

また、同じく第13条第2項第2号の中で、開示しないことができる自己情報として「選考」とあるが、各市では内申書や試験結果を公開されてきており、今日一定の時代の流れのように思われるが、その点どのように考えているのかとの問いに、これについては、「開示してはならない」のではなく、「開示しないことができる」としており、その辺については実施機関で判断、対応することであるとのことでした。

次に、第15条で「何人も、第7条の規定による制限を超えて自己情報が実施機関に保有されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。」とうたっているが、個人が、どのような方法で制限を越えて自己情報が実施機関に保有されていると確認し、削除することができるのかとの問いに、毎年1回この条例による運用状況を取りまとめ、公表することになっており、個人情報を閲覧することもでき、その中で自己情報の誤りや制限を越えて自己情報を保有されていると確認できれば、訂正あるいは削除を請求することができるとのことでした。

次に、第17条第2項の中で、別途に代理人規定を設けるべきではないかとの問いに、第17条第2項の中に具体的に代理人規定を示せば悪用されるおそれがあり、代理人規定については規則・

運用で定めていく考えであるとのことでした。

これに対し、悪用されることや乱用されることに固執していると、本当に自己に関する個人情報が必要な方が請求できるのかどうか心配であるが、その点どのように考えているのかとの問いに、個人情報はプライバシーであり、他人に知られたくないものと考えており、代理人が来ることは想定しがたく、個人情報を保護するというを前提として第17条第2項を示しており、代理人規定をこの中に加えたとしても積極的に個人情報を保護することにはつながらないとのことでした。

次に、議案第4号、泉南市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、審査の経過の概要を申し上げます。

本条例の制定については、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る不服申し立てを審議するため、中立的な第三者機関を設置するという趣旨の提案であり、この意を受けて本条例案の審査を行いました。

質疑については、第3条第2項で、「委員は、情報の公開及び個人情報の保護に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。」とうたわれているが、委員構成の要件として、住所制限はあるのかとの問いに、住所制限については特段ないとのことでした。

次に、議案第5号、泉南市情報公開・個人情報保護制度運営審査会条例の制定について、審査経過の概要を申し上げます。

本条例の制定については、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を確保し、両制度の改善を図っていくため、市民参加による第三者機関を設置するという趣旨の提案であり、この意を受けて本条例案の審査を行いました。

質疑については、第3条第2項で、「委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。」とうたわれているが、委員構成の要件として、住所制限はあるのかとの問いに、議案第4号同様、住所制限については特段ないとのことでした。

このほか、情報公開全般にかかわる問題として、市民の市政への参加を促進するということは、ひいては市民への開かれた議会を構築するというこ

とであり、一定本会議場での会議風景をテレビ放映してはどうかと思うが、その点どのように考えているのかとの問いに、これについては、議会事務局と協議をして対応していく考えであるとのことでした。

以上が質疑の主な概要でございます。

続いて、一括して討論、採決に入りました。

それでは、討論のあった議案について御報告申し上げます。

まず、議案第2号では、大阪府内でも44市町村のうち、既に26市町で情報公開条例が制定されており、今回本市もこの条例が議会に提出されたということは、喜ばしいことであり、評価するものである。また、今後泉南市政がこの情報公開条例をきっかけとして、市民に開かれた市政となることを期待して賛成するとの討論があり、その他3件の議案については討論は全くなく、かくして採決の結果、議案第2号から第5号までの議案4件については、いずれも全会一致でもって原案を可とするとの決定がなされました。

以上、甚だ簡単ではございますが、本常任委員会に付託を受けました議案第2号から議案第5号までの議案4件に対する報告といたします。

議員各位におかれましては、委員会同様よろしくお願いを申し上げまして、委員長報告を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（藪野 勤君） ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 林委員長には委員会での質疑の中身を御報告いただきましたが、林委員長は議会の経験も大変長く、十分いろんなことをわかっていらっしゃる方でございますが、ひとつ委員会の報告が、各委員の発言が、委員さんの名前が全く、だれが何を言ったかということが示されずに報告をされるんですが、これはほかの報告でもほとんどそうなるんですが、本会議なんかではきちっと議事録をとられて、だれが何を言ったかということの中で、どういう議論をされたかわかると思うんですが、委員会でも本会議と同じような最低限の必要なことについては、やはり発言

する委員の名前をきちっと報告していただく必要があるんじゃないかなと思いますし、また正式な委員会でありますから、すべての発言内容が漏らさず記録されておると思います。

恐らく筆記もされとると思いますし、テープもきちっととっていらっしゃると思いますので、こういうものの扱いについては、委員長としてはどのようにお考えかですね。市民がそれを求めれば、委員会の職員がとつとるメモとか、それからテープなんかもやはり本来的には私は公開していただきたいと思うんですが、そういう記録の——今回の報告に関しての記録の開示については、委員長としてはどう考えていらっしゃるのか。

国会なんかの議論でも、やりとりそのものが法律と同じ意味を持つということで、市民の権利をうたった重要な条例でございますから、今後この解釈をめぐる裁判ということもなると思うときに、条例の審議における行政側の回答というのは、至って大変重要な意味を持つてくると思います。

そういう点で、この議論の中身というのは、だれかが要約して出して、しかも名前がないという形だけではなしに、やはり本会議と同じようなグレード、質で保管されるというんか、ちゃんと整備しておく必要があると思いますので、その点について委員長の御見解をお聞きをしたいと思います。

それから、もう1つ、報告の中にありまして、本会議の中でも質疑があったんですが、代理人の問題ですね。これはいろんなところで、ちゃんとした手続をとって委任をされれば、代理人でその人にかわっているんなことができるというのは、これは当たり前のことでありますから、そういうことをうたうことが、本来個人情報というのは個人しか知り得ないものだから、代理人、ほかの人に自分の情報をとってほしいということを依頼するのは想定してないというような報告があったんですが、これはいろんな人がいらっしゃるわけですから、そういうちゃんとした手続をして、個人のそういうプライバシーが守られる手続がとられれば、やはり代理人の申請というのがあるのは当然だと思うんですね。

それを何か、委員会の議論の中でもありましたが、規則とか運用でやっていきたいと。しかも、そのときの表現でも、親等ですか、要するに自分の身内か家族というように具体的に行政は答弁をされておりますんで、この辺の矛盾は条例の方に、やはり質疑でもありましたように、代理人については別途規則等で定めると書いておれば、条例を見れば代理人でもできるということは明確になりますが、これでは本人しか申請できない。どうしても行けない人にとっては全く自分の情報をとるすべがないということに、この条例上はなりません。もちろんやりとりの中でそういう理事者側の発言がありますから、それは保障されるとしても、条例の中にそういう骨格、骨子的なものはやはりちゃんとうたっていく必要があると思いますので、その辺の見解もお聞きをしておきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 林君。
総務常任委員長（林 治君） 小山君の御質問にお答えしたいと思います。

第1点目は委員長としての見解を言えということではありますが、その点は深く立ち入ることはできるだけ避けたいと思います。

ただ、これから市民に情報公開をやっていこうという条例の審査ですから、この審査の問題、経過、内容については、このことは当然テープレコーダーも委員会ではっておりますし、今後私は委員長個人としてはできるだけその審査経過の内容は、今おっしゃるように会議録としてきちっと公表できるようにしていくべきだというふうに考えておりますが、これは議長並びに議会の運営委員会、その辺で御論議願って、私はきちっと正式にそのことを決めていただければいいのではないかなというふうに思います。

それから、この本会議での報告の中で、個々の氏名、どなたが何を言ったかといったことを余り事細かにはやっておりませんが、基本的な審議の内容は全部一応御報告をさせていただいたつもりであります。

それで、その報告のあり方については、委員会に付託をしたわけですから、その概要を報告するというので、これは基本的には御了解をいただかないと、なかなかその同じものを委員長がここ

で再現するということは実際上困難ではないかなというふうに思います。これは従来からやっておる委員長報告と同じ形をとってるのは、これは議会です。我が泉南の議会として一応慣例的ということでやってる方法ですから、これは私一存でそう事細かに経過を変えるということにはなり得ないと思います。

それから、もう1点、代理人問題につきましてですが、確かにそうおっしゃる嫌いはあります。そのことについての議論もありました。ありましたが、この条文をそこで——いろんな意見は出たんですが、最終的にはこの条文の運用、規則の中でそのことは明らかにしていくということで、いわばそれ以上の審議はありませんでしたから、そういう質問をされた方も含めて御了解になったことだというふうに思います。

そのことは委員会での記録の中に明らかになることでもありますから、個人のプライバシーを、本人のプライバシーを守るという立場を貫くという点で、条例上はこの文案になってるという、この点については当然のことではないかともまた思いますし、皆さんもそれで御了解されたというところであります。

以上です。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） テープもとっておりますし、ちゃんと職員が職務として記録もとっておりますから……

議長（藪野 勤君） 小山君に申し上げます。ただいまの質疑は委員長報告に対する質疑でございますので、私見その他についての質疑は委員長にはできませんので、見解は求められませんので、委員長報告に従った質疑をお願いしたい。

2番（小山広明君） だから今言ってるんですよ。そういうことで、慣例に従って、だれがどういう発言をしたかということは今回もやはりしなかったという、そういう答弁でありましたけれども、ちょっとさっき言いかけて議長から制止されたから、もう一回前後するんですが、テープもとりますし、職員も公務でちゃんと記録をとりますから、そういうものでちゃんと担保されれば、あといろんな問題で、どういう議論があったかと

いう詳しいことについては、市民にとってもそれが1つのきちっとした資料として担保されれば、私はそれをカバーするものだということで、そのことは委員長も個人的な見解と言われましたが、一応大事だという見解をされましたから、それはそれでいいと思いますので、ぜひ議長におかれましても、このような議論の中身が委員以外の議員なり、また市民にもきちっと担保としてわかるようにしていただければ、それは一定それでいいのではないかなと思います。

あと、代理人の問題については、本会議でも議論がありましたからあれですが、私の意見としては、委員長の報告であります、やはり条例そのものにそういう部分をきちとうたうというのが私は明確でいいのではないかなと。そういう大事なことを規則とか運用でやるという答弁は、一応担保はされておりますけども、やはり条例の作り方としてはそこまで審議をしてほしかったなと改めて思います。

以上、委員長の報告に対する私の質疑は、これで終わります。

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。——以上で委員長の報告に対する質疑を終わります。

これより本4件について一括して討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

2番（小山広明君） ただいま委員長から報告のありました泉南市情報公開条例の制定について以下4つの情報公開条例関連の条例に、賛成の立場で討論させていただきます。

4市町村の中で26の市町が制定をされているという報告がありまして、そういう中で泉南市が今このような条例制定をするわけでありまして、知る権利を明記したということで、専門家の中でもかなり高い評価をされておる条例であることは事実だと思います。

しかし、細部にわたって、先ほど議論がありました代理人の問題や個人情報の問題についても、ファイルに整理されておるものでない点もあつたり、また対象にしても努力目標というようなところがあつて、それは逆に言うならば、もし公開されない場合には不服申し立てが可能な

いという1つの問題点も持っております。

この条例が初めてのこういう条例でありますから、今後の運用に当たっては、より市民が知る権利を保障する形で整備されることを希望いたしまして、この条例に賛成をしたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 大森君。

5番（大森和夫君） 議案第2号から第5号までについて、日本共産党を代表しまして賛成討論を行います。

大阪府内44市町村のうち、26市町で情報公開条例が既に制定されております。泉南市でもおくれればながら今議会に上程されたことは、喜ばしいことだと思います。情報公開条例において、知る権利、説明責任がその命であると考えます。市の条例の目的にそれがきっちり明記されていることは、高く評価できるものだと思います。この情報公開条例ほか関連4条例の制定が、市民の市政への参加を促進するきっかけになることを期待いたします。

また、この条例が市民の中に広く根づくように、この条例を広報等で広く市民に知らせること、また議会が市民にとって身近なものになるよう努力することが必要だと思います。そのためにも1つ、プライバシーや個人が識別されるもの以外の市の保有する情報は原則公開していく。2つ、市が出資する団体の情報も公開するようにしていく。この2点は本会議でも総務常任委員会でも確認されていますが、厳守されることを重ねてお願いいたします。

また、議会を市民に率先して公開していくためにも、テレビ放映等を考えていただきたいと思います。

不備な点や改善点もあろうかと思いますが、これらは市民の中に根づく中で発展していくことを希望いたしまして、賛成討論といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。——

——以上で本4件に対する討論を終結いたします。これより本4件に関し一括して採決いたします。本4件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。本4件につきましては、い

ずれも原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第5号までの以上4件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第9号 民事調停の成立についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第9号、民事調停の成立について御説明を申し上げます。75ページでございます。

本議案は、バンドー化学株式会社が昭和19年以来所有する土地の行政区域及び所有権について、本市と阪南市との間で認識の相違があることを理由に、本市及び阪南市の両市を相手方として申し立てた土地所有権帰属確認調停事件について、調停を成立させるに当たり、地方自治法96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

調停成立の方針といたしましては、当該土地は現状のとおり、本市行政区域内においてバンドー化学株式会社が所有する土地であることを確認する旨を内容とするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よ

って議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第10号 平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第10号、平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げます。

平成11年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、議案書83ページでございます。歳入歳出にそれぞれ1億5,348万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ203億2,434万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明を申し上げます。議案書の93ページをお開きを願います。

一般管理費の委託料800万円でございますが、これは情報公開条例の施行に備えまして各部の文書整理業務を行っている中、文書量が当初見込みより相当数増大したことにより整理期間が大幅に延長になったため、不足を補正をするものでございます。

次に、94ページの老人福祉費の委託料530万1,000円でございますが、これは医療法人聖心会ケアセンターホリが在宅介護支援センターを本年11月1日に開所するに当たり、その委託料を補正をするものでございます。

次に、同ページ下段から95ページ上段にかけてのし尿処理費の需用費1,008万円でございますが、これは双子川浄苑の運営に伴いまして、光熱水費や維持補修などの増大により、その経費に不足が生じたため補正をするものでございま

す。

次に、96ページの商工振興費の負担金補助及び交付金の300万円でございますが、これは従来の中小企業経営安定資金融資に加えまして、新たに小企業等経営改善資金を受けている方に対しまして1%分の利子補給を行う経費でございます。

次に、同ページの下段から97ページの上段にかけての道路新設改良費の工事請負費1,546万円でございますが、これは市道男里北線の施工に先立ちまして文化財調査を行う経費でございます。

次に、同ページの和泉砂川駅前地区再開発等調査費の委託料500万円でございますが、これは再開発区域内に予定をしております道路、駅前広場につきまして、都市計画決定を行うための調査委託料でございます。

次に、98ページの消防施設整備事業費の工事請負費1,200万円でございますが、これは樽井分団車庫敷地内に耐震性貯水槽を設置するための経費でございます。

次に、99ページの小学校費の学校施設整備費の需用費700万円でございますが、これは施設の老朽化に伴いますドア、便所等の修理、改修に要する経費を補正するものでございます。

次に、101ページの公共土木施設災害復旧費の工事請負費800万円でございますが、これは本年6月の豪雨により童子畑堀河線の一部の道路のり面が崩壊をしたため、早急に復旧する必要が生じたので、その経費を補正するものでございます。

お手数でございますが、88ページにお戻りを願います。第2表で債務負担行為補正といたしまして、市道男里北線用地取得事業の追加をお願いをしております。

また、第3表の地方債の追加につきましては89ページに、変更につきましては90ページに、歳入につきましては91ページから92ページにかけて記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御審議の上、よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———井原君。

1番(井原正太郎君) 大変厳しい財政状況の中で、今回も1億円を超す補正が組まれたわけなんです。ただいまも説明いただきましたけども、歳出の方で、93ページの議会費の方で若干補正、15万ありますが、特にインターネット、それからパソコン等、市全体でも相当この点に補正をされと思うんですけども、総額で幾らぐらいになるのかを示していただきたいと思います。

それから、94ページ、国民健康保険会計の繰り出しが本議会に200万円補正計上されておりますけども、今年度は4億9,154万9,000円という当初予算でありましたけども、かねてより大きな問題の1つであろうというふうに理解しております。

現在、健康保険税の収納率、また本会議でも多くの議員が問題提起をされておりますけども、決算審査にありましても市債の残高が246億円、さらに公債の比率が16.3%、このような状態で、財政運営が極めて厳しい状況であるということは、皆さんも認識しておるとおりであります。

そこで、市税の収税率も先般83.6%である。また、これが1.2%も減少しておるといふうなことで、こんなときに国保への繰り出しが5億円近いというふうな現況であります。ひとつ判断を間違えてはならないんでありますけども、この納税されている方は二重に負担を強いられておるといふうな結果というふうになりますけれども、担当部局の見解をお伺いしたいと思います。

それから、94ページ、衛生費、保健センター費の中でやはり委託料、ここでも電算機の委託48万5,000円の補正が計上されておりますけども、その内容をちょっと具体的に示していただきたいと思います。

あと、同じく94ページで、清掃費についてでありますけども、ただいまも助役の方から一定の説明をいただいたと思うんですけども、その中で1,008万円の修繕料が上がっておりますけども、その内容を示していただきたいと思います。

それからさらに、過日も、これは別な機会で述べたらいいかもわかりませんが、部長ともお話ししたんでありますけども、公共下水道、つまり各町内では今水洗化への移行への切りかえ、これ

が業者等にいろんな御苦労をかけながら進んでおりますけども、市民の間でトラブルが発生しておりますけれども、これをどのように認識されて、どうしようとされておるのか。このところでひとつ説明をいただきたいと思います。

それから、95ページ、農林水産関係でありませんが、新家地区の土地改良総合整備事業、150万円の調査委託がありますけれども、この内容について、この件に関しては特に前回の議会でしたか、非常に詳しい質疑がなされておりますけども、ここで改めて補正されたその内容を示していただきたいと思います。

それから、96ページですが、土木費の中の道路維持費でありますけれども、これも一般財源より1,550万を上げまして、その中で工事請負費700万ですか、ここら辺の説明をお願いしたいと思います。

それから、住宅費についてであります。1つは住宅管理費として修繕料1,120万、これはどういう内容になるのか。そして2つ目、住宅改修事業費300万が計上されております。これは今裁判中でもありますから、どのような形でやられようとしておるのかということを示してもらいたいと思います。

最後に、教育研究費であります。98ページ、下の方でありますけども、これは特に報償費が18万円計上されております。合計68万というふうになるわけですが、特に今学校でいろんな指導員の方に御協力をいただいておりますということは認識しておりますけれども、そこら辺の御苦労の内容、この補正の内容で、何人分でどのような内容になっておるのか。

ちょっと多くなりましたけれども、よろしくお願いたします。

議長(藪野 勤君) 細野総務部長。

総務部長(細野圭一君) 93ページ、議会費のインターネット関連の御質問でございますが、インターネット接続につきましては、プロバイダーといいますが、接続の専門業者との契約が必要でございます。その関連で、プロバイダーとの契約をする形でインターネットを接続可能な部署としたしましては、現在企画で1カ所がございます。

それと、あとは環境の方でインターネットと接続する部分があるとは存じてございますが、これは府との共通の中でのシステムとなっておりますと聞いてございまして、単独でのプロバイダーとの契約ということにはなっていないかと思っております。そういう意味では、議会のインターネット接続は、本市では単独では2件目という形と理解しているところでございます。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 井原議員御質問のまず国民健康保険費の200万円の繰出金の件で、一般会計から国保会計の方に繰出金を毎年行っていたらというわけですが、これの基本的な市の考え方というんですか、それについてお答え申し上げます。

従来この国民健康保険特別会計への繰出金につきましては、当初相当な累積赤字というのがございまして、平成4年度では累積赤字が約8億2,000万ほどございました。そういった中で、赤字解消がこのままでは国保会計においてはできないということもありまして、平成6年度よりこの赤字解消の分として1億3,000万を繰り入れしていただきました。そういった形で現在まで繰り入れを行っていたらというわけですが、そして、最近9年度、10年度においては、おかげさまでこの国保会計につきましても単年度では黒字という形で現在推移をしております。

そして、この国保会計の繰り出しにつきましては、交付税の方で実は算定されてる分がございまして、その分、それとあと赤字の分ということで1億3,000万ということの繰り出しを行ってきてもらっております。そして、平成11年度におきましては黒字という方に転換してきましたので、この分について5,000万減額いたしまして、平成11年度では8,000万という繰り出しを行っていただいたということでございます。

ですから、この分につきましては、特に従来この赤字の分について国保会計はどうするのかという議論もございまして、今後財政サイドとこの赤字解消の部分について繰入額をどういうふうにしていくかという議論を重ねていきたいと、このように考えております。

それと、続きまして保健センター費の電算の委託料でございます。これにつきましては、実は今回国保会計の方に補正予算をお願いしてるわけでございます。この中で、実は保健事業の関係で総合データバンク事業、そして総合健康指導事業費という事業で補正をお願いしているわけですが、この必要額としまして一般会計の方で200万円の委託料、事業として行うわけですが、その中で保健センターの方でこの事業について行う事務費的なものがございまして、これについて今回補正予算の計上をお願いしているところでございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 井原議員の御質問のうち、94ページ、し尿処理費の1,008万円の補正について御説明申し上げます。

これにつきましては、双子川浄苑の維持管理に伴う需用費の増額でございまして、詳細を申し上げますと、まず燃料費で230万円、光熱水費が280万円、修繕料が418万円、医薬材料費が80万円をお願いしておる件でございます。

実は、平成11年度の維持管理につきましては、職員一同、大幅な削減計画を立てまして管理運営に当たってきたわけですが、結果的には今回補正をお願いしておりますこれだけの額が今年度必要であるということで、お願いしております。

ちなみに、10年度決算と比較をいたしますと、現時点では昨年度より需用費総額では1,700万円ほどの減額になるのではなからうかと、このように試算いたしておるところでございますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、2点目の公共下水道への接続に伴う最終くみ取りの件の御質問ではなからうかと思っておりますが、これにつきましては、くみ取り業者の指導につきましては、徹底するよう担当課の方に指示を行ってございます。何分、清掃業者の作業員につきましては、市民の方々に詳しい説明が不足している分野もあるのではなからうかと、このように考えてございますので、市民の方には十分

納得のいただく説明を申し上げ、実施するよう
と指示をいたしておりますので、よろしくお願
い申し上げます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 教育費の中の報償
費についての御質問ですが、実はこれは文部省の
方から、不登校児童・生徒の適応指導総合調査研
究委託事業としまして70万円をいただくことにな
りました。その中で、今現在不登校で悩んでい
る子供たちの中で適応指導教室に通っている子供
たちがあるわけですが、その子供たちのために
体験的授業を考えております。

その中で、報償費として技術指導講師謝礼、こ
れが2回で2万円、それからボランティア講師の
謝礼としまして1回当たり5,000円の10回で
ございます。それから、特別にカウンセラーにカ
ウンセリングをお願いするというので、1回1
万円が7回、それから適応指導教室に指導員を1
人置いておりますが、この指導者等々の育成のた
めの講師謝礼として8,000円を5日と、こうい
うように計画をしております。合計18万円でご
ざいます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 井原議員御質問の事業
部にかかわります3点について、お答えをさせて
いただきたいと思っております。

まず、95ページの土地改良に関する補正の件
でございますけれども、新家土地改良事業につつま
しては、平成6年度から事業を実施しておるとこ
ろでございます。新家の大池のパイプライン化を
行うということございまして、当初の全体の工
事予算といたしましては約2億1,000万円を予
定しておるところでございます。現在、12年度
の完了をめどに事業を実施しておるわけござい
ますが、最終的な段階に来ておまして、今回補
正をお願いしておりますのは、特にJR阪和線を
縦断する水路、パイプ、それについての設計を行
おうとするところでございます。

それと、2点目の道路維持管理費の補正の件で
ございますけれども、これにつきまして当初予算で

相当の予算を計上させていただいておるところで
ございますが、特に道路の延長も相当長ござい
まして、改良を加えなければならない部分がたく
さんの箇所出てまいりましたので、今回補正をお
願いして、細かい部分の補修も含めて優先的に実
施をしたいということで、生活道路の部分でござ
いますので、ぜひとも市民に迷惑かけないように
修理を行いたいというふうに考えておまして、
補正をお願いしたところでございます。

それと、住宅費の営繕関係の補正でございます
けれども、これにつきましては、まず需用費で計上
させていただいております部分につきましては、
空き家になっている住宅、これを新しく入ってい
ただくために整備をしまして、有効的な利用を行
いたいということで、いつまでも空き家にするわ
けにはいきませんので、今回8戸程度の改修を予
定しております。

それと、木造の住宅も含めてでございますけど
も、相当老朽化しておまして、公営住宅である
以上は営繕管理に努めていくという方針ござい
ますので、すぐにでも建てかえられるような状況
ではございませんので、必要最低限の補修は行い
たいということで、特に屋根の修理を主体といた
しまして補正をお願いしておるところございま
す。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 一定の答弁をいただきま
した。再質問させていただきますけれども、1つは清
掃費についての説明をいただきました。私は、双
子川浄苑につきましては修繕費、これは具体的に
どこをどのような形で修理の必要ができたのかと
いう質問を主にさせていただきまして、改めて
それを示していただきたい。

それから、下水道が普及率も28、いわゆる3
0というふうな形で徐々に面整備ができてきてお
る中で、今部長からも話がありましたように、い
わゆる市井の中で消えそうなんですが、トラブル
も発生しとると。この前も部長にもお話ししま
したように、いよいよ水洗化の工事に至るについ
ては、やはりくみ取り業者に来ていただいて、そ
してお世話になつとると。そのときに具体的にその

当月分のくみ取り料を払うとして、別途幾らか請求されたら、こういうような事例が何回か出てきて、これは市内のくみ取り3業者に対しては一定の指導をされておるといふことでもありますけれども、市民にとりましたら、やはり場当たりの料金を請求されたんじゃないやろうかというふうなことの不信感もあるようでございます。改めてこの席でその方向づけなり、市民の方々がわかるような方向づけを示していただきたいと、このように思います。

それから、道路維持の問題であります。今も答弁いただいたんですが、一応補正の方でいろんな道路の整備もしていかないかんといふふうなことの中で、ちょっと私この前も部長にもお話ししたんですが、私がお世話になってる地域におきましては、特に側溝の溝ぶたが大変傷むというふうな事例がありまして、その都度いろんな形でお世話いただいとるんですが、その原因系が非常にこれはほうっておかれへんというふうな事例がありました。

というのは、公共下水道をやるとどうしてもやっぱり大型車が入ってまいります。そういうようなことで側溝のふたを踏まざるを得ないと。また、それが整備を終わりますと一般家庭へのつなぎ込みをすると。このときも大きな自動車が入ってきて、側溝、溝ぶたを傷めてしまうと。これは一般の自動車であればそうでもないんですが、そういう作業車が入るとどうしても傷みが早くなるというふうなことで、下水道部と、それから特に山内さんとこの管轄の方で、ちょっとこれは調整をいただくような話も聞いておりますけれども、そこら辺はどのようにしていく方向づけなのか。これは今後ともどのまちでも起こるような事例じゃないかなというふうに思いますので、方向づけを示していただきたいなと思います。

それから、住宅改良事業費であります。泉南市も市営住宅が今まで市民の中で非常に論議的になってまいったわけなんです、今回8世帯に関して入所できるような形で整備したいという報告を受けました。しかし、あわせて、今裁判の途中であります、補正で300万の計上をいたしまして修理を行うという答弁をいただきました。

もちろん裁判中の対象物件でありますから、所有権の移転、これを訴えられておる物件でありますから、当然配慮しておると思えますけれども、このことで裁判にどのような影響を生じると思われるのか、どういうふうな認識をされておるのかということを示してもらいたいと思います。

それから、教育問題でありますけれども、今いろんな形で不登校の生徒の指導に当たっている先生方のための補正がなされとるといふ説明を受けました。

何でこういうふうな問題を取り上げたかといいますと、本当に現場の先生は大変な御苦労をいただいとるということとはみんなよくわかっとるんですが、先般ある中学校で——ある中学校と言いたらいいんですが、泉南中学校でしたけども、暴力事件が発生して、先生が非常に御苦労いただいたと。そのようなことに関して一言、こういう神聖な場所で暴力事件であるとか、あるいは人権問題、これは起こってはならないのが本来の姿でありますけれども、悲しいかな我々の近くでこういうふうな事例が発生しとるといふことに対して、教育委員会はどのような決意で、どのような方向づけで進もうとされとるんか、改めて示していただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 井原議員の再度の御質問の修繕費418万円の増額補正につきまして、御説明申し上げます。

具体的にどこをどのように修理するのかという質問であったと思いますが、現状では具体的な箇所は出ておりません。といいますのは、双子川浄苑につきましては、万が一故障等があった場合、2日以上とめることができない施設でございますので、すぐさま修繕し、稼働する必要がございます。そのための修繕費として計上させていただきました。

従来、平成7年、8年等につきましては、修繕件数として40件から50件程度の修繕がございましたので、そのような、いつ何時のための対応を行っていきたいということでございます。

また、2点目の最終くみ取りの件でございますが、当然公共下水道へ接続する場合、どの家庭に

おきまして、古い便器の清掃及びその最終くみ取りについての料金を各家庭で御負担をいただきたいということでございます。

その御負担願う場合の説明につきまして、先ほど申し上げましたくみ取り業者の作業員が、各家庭に十分説明ができていなかった分野もあるのではなかろうかと、このように判断いたしておりますので、十分御説明を申し上げ、御理解いただき、トラブルの発生しないよう実施するよう、担当課の方から業者へ指導するよう現在指示を行っておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、道路の修繕の件でございますけども、鉄板とかに限らず、道路を掘削する場合には原因者が復旧をしていただくというのが基本でございまして、工事に当たりまして、公共事業の実施に当たりましては、事業部と特に下水道部と協議を行っておりますところでございます。きちっと補修をしていただくということは原則でございまして、今後とも現場の確認も含めまして、協議も行っていきたいというふうに思っておりますところでございます。

それと、木造の住宅の補修と訴訟とは影響があるのかということでございますけども、古いとはいいながら木造住宅も市の財産でございまして、維持管理に努める、また入居者の安全も確保しなければならないということは、法律でも規定をされておりますので、今後とも鋭意努力しながら補修には力を入れていきたいというふうに思っております。

まず、きちっと裁判も確定して、どちらになるかわかりませんが、その時点で判断ということになるんですけども、建てかえということになりますと当然壊すという形になりますが、今現在の時点をとらまえてみれば、安全確保のために補修するのが、費用をかけるのが当然ではないかと考えているところでございます。

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 先ほどの御質問にお答えいたします。

教育問題、とりわけ中学生における問題行動に

つきまして、多くの皆様方に御心配をおかけいたしておるところでございます。教育委員会といたしましては、学校とも連携をとりながら、悪いことは悪いということで、毅然とした態度で意思統一を図り徹底するということと、もう一つは、地域の方々の力も得る中で、関係機関、とりわけ凶悪な行為に対しましては被害届を出すなどの徹底した対応をしていきたいと、このように考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 清掃関係に関しましては一定の答弁をいただきましたが、やはり市民に直結した非常に大事な設備であります。したがって、危険予知という意味でこのような補正をしておるんだと。いつ、いかなるときにどういうふうなことがあってもそれに対応できるというふうな予防処置ではないかというふうに理解するんですけども、かねがね思っておりますけども、こういう市民に直結した非常に大事な設備であるだけに、ひとつ点検、定期点検であるとか日常点検、これはやはりしっかりしてもらわないと困るなというふうに思うわけなんです。これを機会にそれをひとつお願いしておきたいと思っております。

それから、山内部長からも答弁いただきましたが、原因系がしっかりフォローに当たるのが本来の筋であるというふうに私は受け取ったんですけども、御存じのようにこういう問題は、その因果関係をはっきりさせようと思うと非常に難しい面があるのと、私ははたで見ているわけなんです。工事用の車が道の端にとまっておれば、その側道を通過しようとしたときに、どうしても無理な通行が生じてくると。そこで傷めたものが、じゃどこの責任なのかと。駐車しておる側の責任なのか、通過した側が責任をとるのかというふうなことになってくると、非常に抽象的な判断になります。

そういう意味で、僕の言いたいことは、市民が非常に困っておりますよというふうな状況をよく知ってもらいたいなというふうに思います。少しの湾曲が非常に大きな騒音となってくるというふうなことも知ってもらいたいと思います。

それから、住宅についてでありますけれども、

確かに人道上、今裁判中であるとはいえ、老朽化してきたものに裁判中であるからほうっておくというふうなことの選択は、非常に困難な面はよくわかるんでありますが、今までの裁判の中でやはりメンテは市民に、あるいは入居者に一時託してまいておいたというふうな経緯もありますし、裁判の中で大事な争点の1つにもなっておるなど私はそう理解しております。そういった中で、人道上からほうっておけないということは非常に理解できるんでありますけれども、これはやはり非常にデリケートな判断を要求されるなど。

そういった意味で、この住宅払い下げ問題、いわゆる所有権移転の問題に関しては、上林町長、市長の時代から非常に歴史を刻んでまいて今日に至るとるわけなんです、事の発端が、御存じのように町、市の財政を乗り切るための苦渋の選択からスタートしたというふうな経緯からしても、非常に似通ったようなものを感じるわけなんです。

今回、改めて補正をつけて高岸の対象住宅の屋根の修理をするということについて、市長からも説明があれば——あれば結構です。ひとつつけ加えてもらいたいと思います。

それから、最後になりますけども、学校、教育委員会の方では非常に努力されとるなどというふうに私は認識しておりますけども、毅然とした態度で臨んでいくんだと。これは単なる学校側の責任じゃないですよ。今の時代、親御さんの、あるいは地域のPTA挙げて、全体を挙げて今の教育現場のありようを本来の姿に戻していくんだというふうなことで、今回も早速被害届を出しますというのか出したというのか、そこら辺だけ後でもう一回はっきりさしていただきたいなというふうに思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 木造住宅につきましても、従来から屋根の改修でありますとか、あるいは集会所の設置でありますとか、あるいは根太の改良とか、そういう補修作業をやっております。今回も特に屋根に関するのですから、やはりほうっておけないという部分がございますから、住宅を

管理する者として修繕を行うということでございます。

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） ただいまの御質問の中で、被害届を出したのかどうかということでございますが、どの事案を指して御質問いただいているのかということがちょっと具体的にわかっておりません。教育委員会といたしましては、この前申し上げましたように、関係機関の協力を得るというスタンスで対応をしていくつもりでございます。（井原正太郎君「運動会」と呼ぶ）出しております。

ただ、最終的には、本人あるいは学校ともども最終的な結論を出すということで、これはまた事案、ケース・バイ・ケースにもよることと思いますので、その中に指導的な配慮ということも入る可能性は十分あるということは御理解いただきたいと、このように思います。

〔井原正太郎君「以上であります」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 他に質疑ございませんか。

———小山君。

2番（小山広明君） 2つほど質疑をしておきたいと思いますが、先ほど質疑がありましたから繰り返す答弁はいいんですが、議会の方でインターネットの関係の予算が上がっております。現在はどうなっておる——現在もインターネットつながると思うんですが、新たに新しいものを入れるのかどうか。

それから、先ほどの答弁で泉南市においては企画と議会と2つだけで、あと環境の方はちょっとはっきり答弁がなかったと思うんですが、思うというようなことで、大阪府をメインとして末端で処理するから、単独のインターネット接続ではないというように聞こえたんですが、その辺の位置づけとですね。

こういうもの、インターネットをやっていくということは、情報が簡単に収集できるということですから、当然経費の節減に結びつくということがないとだめだと思うんですが、こういうようにこれから資料がそういう電子でとれるということで、全体的にそういうことが進んでいくと思うんですが、その分で今まで情報をとっておいた分が

要らなくなるわけです、そういう労力がですね。そういうものをやっぱりきちっと精査をしてやらないと、どんどん入れて経費は下がるわということでは市民の批判もかわせないと思いますので、その辺の入れることと、それによってどれぐらいの財政効果があるのか。

それから、行政効果もありますね。今まではとれなくていろいろ政策決定にも支障を来したのが、政策決定にもやはり正確さなり敏速性が加わって、より市民サービスがふえるという、そういう効果もありますから、そういう点での評価をどうされるのかをお聞きしておきたいと思います。

それから、もう1つは、今の住宅問題での議論がありました。300万の明細がきちっと報告されてないんですが、多分これは高岸住宅のかわらの取りかえで、市長も基本的なことだからほうっておけないということで、維持管理をするという御答弁がありましたから、これは微妙にいくと、一遍にやらないために、どこからやるんかということで、なかなか住民にとっては、本来的には一遍にやらないかんことと思いますよ、こういうかわらのことですからね。そういう点では全体的な補修のスケジュールはきちっと示していかないといけないし、どこからやるかについてもちゃんとやはり客観的に、恣意的な思い、そういうことにならないようにきちとした基準を示して、この問題にどうするのかという……。

これも先ほどあったように、建てかえとなればそれは壊すわけですから、むだになるという問題がありますのと、それからもう1つは、払い下げとなれば、それは当然払い下げを受ける方の1つの利益になるわけですから、むだになる率からいえば払い下げの方がむだにならないと思いますので、その辺の投資に対する評価というのは、きちっとしておいてもらわないといけない。

私からすれば、やはりこれだけ長い経過の中で払い下げをするということを言ってきたわけですから、これも払い下げをすれば今回の補修も生きてくるわけですので、やはりこういう政策決定というんか予算決定については、そういうシミュレーションもちゃんとして、市民の理解のある予算執行をしないといけないと思います。当然これは

当初予算で上がるべき予算だと私は思うんですが、こういう補正で上がってくることもちょっと異例ではないかなと思いますので、お聞きをしておきたいと思います。

ほかのことも質問したいことはあるんですが、ほかの議員がされるのではないかなと思ひまして、ほかは触れないでおきます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 議員の御指摘のとおり、木造住宅の改修については、高岸住宅を予定しておるところでございます。高岸住宅の一番雨漏りのひどい家について、2戸を予定しておるところでございます。

それと、当初から予算計上すべきだという御意見ですけども、全体に相当古いんで、同じ程度に古くなっておる部分がございます。また、これから経年変化に伴いまして雨漏りもひどくなってくる可能性もありますので、財政との打ち合わせの中で今回補正をお願いしたところございまして、計画的な維持補修については努めていきたいというのが今の現状でございます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） インターネットに関する御質問でございますけども、庁内的に統一してやるとなればインターネット関係の基盤整備というんですか、いわゆるLANというんですか、そういうふうな整備が必要ではないかと思っております。

本市におきましては、今の庁舎的な、物理的な制約がございまして、そういうふうな基盤的な制約がございまして整備されてないという中で、今のところ個別に具体的に目的に合わせた接続という形しかとれないという現状がございまして。そういう中で、先ほど申しましたように企画と今回議会、そしてもう1つは環境の方で個別にインターネットの接続ができる状況であるということでございます。

今の本市におきましては、情報関係においては統一的なことはまだこの程度でございまして、基本的な電算システム、この点に関しましては現在財務会計システムですね、電算システム、これの構築が当面の課題であるというふうに認識してる

ところでございます。

〔小山広明君「現在もうやっとならして、議会。あれは試験的にやっとならな。もう1台入れるの」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 質問しとることに答弁をまとめてしてもらいたいんですが、現在議会事務局に入ると思うんですが、インターネット接続ね。これ予算上がってますから、もう1台入れるというのか。図書室でも入れて議員もとれるようにするの、どういう計画なんですか。それはまとめてしてください、何回もやるのはあれなんで。そこがちょっと漏れとったんで、どういう設備になるのかね。

これは、電算室の話を持ち出しましたが、やはり世の中が大きく変わって、企業はほとんどこういうインターネットも入れているいろいろやっておりますし、1つのキーがあれば、一遍とっておけば、ためとけば、見たいものはまたそこで見れば、一々プロパイダーですか、そこにつながなくてもいいわけだと思いますので、私も余りこういうことは、今やりかけたところですから詳しくは知りませんが、やはり全体的にこういうシステムを入れていく中で、これからの行政は随分変わってくると思います。

そういう点で、出張しなくても本庁とのやりとりも電子でやれるようになるかもわかりませんが、そういうことも含めてこれだけの予算を投じるわけですから、やっぱりそういう全体的な精査をして、電算に余りなじみのない人にも、電算を入れることの効果なり利点なりをちゃんと予算説明のときに私はしてもらいたいと思うんですね。そういうことをぜひお願いをしたい。

それから、山内さんの御答弁では、僕の質問には余りきちっと答えていただけてないと思うんですが、やはりそういう払い下げか建てかえかという状況がある中で、この予算を投じるときに払い下げになったらこうだと、建てかえになったらこうだという、執行効果というんか執行影響というのを考えないといけないと思うんですね。

私がさっき言ったように、払い下げをすればそれはむだにならないわけですね。建てかえとなれ

ば、これは壊すわけでしょう。これから2戸で300万ですから、あそこは20戸ぐらいあるんですか。そうすると、1つ150万ですから3,000万ぐらいかかるんですね。

これは、古いから屋根を直せばそれで済むという問題じゃなしに、あなたは計画的に管理をしていきたいということですから、きょうの提案のときに、これだけいろんなことが議論されてる問題については、今後の補修は法律にも明記されとるから、しなかったら逆に法律違反ということになると思うんですが、それだけ重大な責任のある予算の出し方については、もう少し現状のことも考えて、ひとつ計画をここに示してもらいたいと思うんですね。

市民かて、どこからやられるのかわからない、あとの方はいつやられるのかわからない。明らかに格差が出てくるわけですから。しかし、予定、計画がきちっと出されればそれはそれなりの安心もあるので、計画的に維持補修していきたいというけど、今計画書はできてないんですか、この予算を提案するに対しては、ないんであれば、やっぱりそれはちゃんと議会にも市民にも示してもらいたいと思うんですよ、こういう問題については、どうなんですか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） たまたま高岸住宅については所有権移転の訴訟が提起されておりますが、公共施設の修繕に当たっては、払い下げを前提にするとかそうでないとか、そういうシミュレーションと申しますが、それを念頭に置いて我々は事業をやるわけではございませんので、御理解いただきたいと思います。

それと、当然全体的に古いわけですから、全部修理すべきということは、住民の方の要望として上がっておりますが、予算のあることでございますので、一番効果的など申しますが、一番古い部分、これから修理をしていくということでございます。将来的には当然きちっと全部、屋根に限らず修理ができればいいわけでございますけれども、これについては不公平にならないように、入居者の皆さんに納得いただくような優先順位、これははっきりさせていきたいというふうに思っております。

ます。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 抽象的な答弁だから、具体的にどうしていくのか、全くわからないですね。住民が納得するといったって、それは住民個々の財産として住んどるわけですから、住民にどこから先にやるかを決めてもらうといったら、それは不可能ですよ。あなた方が客観的にきちっとどこからやる分という基準を示して、その中で恣意的じゃなしに、きちっとそういう状況に合わせて改修計画を立てていくと。それを住民に全体的に示して、そしてやるということなんですが、これはやっぱりそういう市が行ってきた、先ほども触れましたが、財政問題から市がこのままではパンクするというところで、市民全体の財産を払い下げする決定を議会の理解も得てやってきた行為があるわけですからね、それをやはりきちっと処理をなくてきょうまで来たことが、今回の補修問題についてもいろんな問題になり、すっきりした問題処理ができない。

そういうことなんで、これは行政マンのレベルではなしに、理事者の政治家トップの向井市長がこの問題をやはりいろんな矛盾はあるけども、こうするんだという一日も早い解決をしないと、争いばかりしとったってだれも得しないわけですから、そしてこうやって屋根が傷んでくればやはり直さないかと。こういういろんな矛盾がいろんなとこへ出てくるわけですので、市長、いろんな今までの経緯があっても、市長の決断から時間もたっておりますし、この問題は、基本的な問題が解決しない限りいろんな矛盾が起きてくると私は思います。

市長にはこういう視点で何回も質疑しておりますから、あえて答弁は求めませんが、市長、やはり決断するのはいつでもいいですよ。あっと夜が明けたら突然いろんなことが急展開して解決しておるとことはいっぱいあるわけですから、市長もこの状況をよく見ていただいて、わずか2戸の住宅の改修で300万、その後いっぱい問題があるわけですから、屋根だけ直して済むことはないというのは市長もよく御存じだと思うので、しかし今の裁判という流れに身を任したんではな

かなか解決がつかないという、そういうところから総合的に考えて、一日も早く6万市民が安心して新しい課題に取り組めるような整理を私はしていただきたいと強く思います。それは要望しておきます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 数点質問させていただきます。

99ページ、小学校費、学校施設整備費で委託料450万円ですか、これが何の委託料なのかということと、中学校費、幼稚園費に関しまして500万円、200万円という形で補正予算が組まれているわけですが、どのような目的でこの予算を計上されてるのか。

それと、前回の一般質問でも指摘させていただきましたけれども、砂川駅前開発をめぐって不用地が大量に発生して、市の財政圧迫を重ねているということもございまして、97ページの和泉砂川駅前地区再開発調査費ですね。これの、我々としてはこれまでのような形ではなく、より慎重な駅前開発をやっていただきたいという観点から、議員各位が不安がってらっしゃる部分も極めて多いのでございまして、事業部の方から我々が納得いくようなアカウンタビリティーを持って説明していただくということと、いろんな資料が、我々も入手していない資料も結構あるみたいなんで、できたらその辺のこの調査費に絡めて提出できる、我々がまだ入手していない資料等の公開もお願いしたい。その点、御説明をお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） 私の方から、一番初めの部分の委託料450万の件を御説明させていただきます。

平成14年度完成を目指して小学校にコンピューターの導入を考えておりますが来年度導入する前の――4校に配置するわけですが、これの設計委託料ということでございます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 砂川駅前再開発事業、これの委託料、いろんな調査を行っておりまして、議会でも相当議論されまして、現在1億3,000

万円ほどですか、の調査費を使用しておるわけ
でございますけども、これについては、期間が経過
したために、その都度その都度現状の調査をしな
ければならないという部分があった嫌いもござい
ます。また、区域の変更等もございましたし、ま
た社会的、経済的な状況も相当大きく変わって
るので、調査としては基礎的な調査でございます
ので、今までの調査については当然有効であるとい
う認識を持っておるところでございます。

また、今回500万円の再開発の推進の業務委
託という形で補正をお願いしてるわけございま
すが、今現在ケースといたしまして、ケースの4
を改めたという東街区の部分、これについては大
半が公共施設の整備を含んでおる部分でございま
して、今回お願いしている部分につきましては、
この調査の主な目的といたしましては、東街区の
中でどれだけいわゆる公共施設、信濃線との接続、
また駅前広場、また砂川停車場線の拡幅の問題、
これらを府と協議もしなければいけません。また、
再開発の準備組合にも御説明をしなければいけま
せん。大きな公共施設の位置づけによって再開発
そのものも影響を受けるのではないかなというふ
うに思ってるところでございます。

また、市といたしましても相当の事業費の負担
があるわけでございますので、駅前再開発も慎重
に進めるとともに、公共施設の整備についても必
要不可欠なものであるという認識を持っておりま
すので、今回府との協議を主体とした、公共施設
をどのような形態にするのかという調査を行いた
いということで予算計上をお願いしているところ
でございます。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 御質問の中で、学
校・園の施設整備の関係でございますが、これに
つきましては需用費で、修繕費でございます。か
ねてから御心配をいただいております施設整備に
ついて、今回危険性のある教室等の扉やトイレの
環境衛生面を重点的な中身で補修、改善を行いた
いというふうに考えておりますので、どうかよろ
しく御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 学校関係からなんですけ

れども、一般的な御答弁でしたけれども、例えば
中学校、幼稚園ですね。どこかというふうに指定
はございますでしょうか。それとも全体的に押し
なべて、万遍なく分散して補修をするというこ
となんでしょうか、その点ちょっとお聞かせ願
いたい。

例えば、泉南中学校の場合だと、もう修繕費が
底について、ないというふうに報告を受けており
ますし、どの程度の補修になるのか。例えば、全
体の必要な修繕費の中で何割程度の補てんにな
るのか、その辺はいかがなものか、御説明いた
さないと。思います。

それと、砂川駅前については、今回の調査費に
基づいて、砂川駅前の都市計画決定に絡んでど
のような動きに今後なってくるのか。我々とし
ましては慎重を期して判断させていただきたいと思
いますので、今ケーススタディの4の改良という
ことでございますが、その辺のもう少し細かい説
明をしていただければと思います。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 施設整備の関係で、
危険箇所とか申し上げております。

この中身では、例えば1つ例を挙げますと、理
科室とか家庭科教室、特別教室、そのあたりで例
えば危険な、火をいらうとか、そのあたりで非常
口なんかでその扉が使えないというような、そう
いう危険性のあるところを調べておりました、こ
れは1つの例なんです。それと、教室とかの出
入り口で、外れて倒れそうな部分とか、そのあた
りの危険性のあるところ、あるいはトイレでそう
いう関係面で非常にぐあいの悪いところ、そのあ
たりの整備を図っていきたい。

これは各幼・小・中、全部その箇所をどこと
ことをやるというように現在のところ申し上げら
れませんが、そのあたりの重点的な中身で
整備に当たっていきたいというふうに考えており
ます。

議長（藪野 勤君） 曾木事業部参事。

事業部参事（曾木輝二君） 私の方から、砂川駅
前地区の今地元の準備組合の総会に提示してあり
ますケーススタディ（その4）の概要を御説明さ
せていただきます。

砂川駅前地区再開発事業は全体で 3ヘクタールを当初想定しておりましたが、今の経済状態ではなかなか進んでいかないという中で、コンパクトにおさめるというような計画をしております。

それで、計画そのものは、今砂川駅停車場線から大阪側のところ、旧ライフがあったところですけども、そこを東街区と呼んでまして、その区域が1万4,700平方メートルぐらいの全体の面積の中で、公共面積が1万700平方メートル、残りを再開発のビルの用地として約4,000平方メートルぐらいというような状況で、公共施設が特に大きい再開発をやるのかなと考えております。

現状では、信達樽井線が市役所の方から駅のどん突きまで、それから線路沿いを砂川榎井線が一丘の団地を抜けるような計画になっておりますけども、これでは駅前広場を設置するのにちょっと支障を来すというようなことで、その道路計画を変えております。

駅前広場につきましては、砂川駅の前に約3,300平方メートルぐらいの駅前広場を設けると。それで、砂川榎井線につきましては、今区域のところから砂川岡中線を左へ折れまして、それからライフの裏を線路側へ上ると。それで、現在事業を計画決定してる砂川榎井線の方と結んでいくというような計画にしております。

それで、今後の事業スケジュールでございますけども、今の準備組合に提示してる計画は、平成10年度内に都市計画決定をやって、平成17年度中の再開発事業の完成を目指しております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 学校施設整備費、私が聞いたのは、改善しなけりゃならない全体のどれぐらいの手当てになるのかですね。

それと、ここに予算計上されてる限り、きちっとした目的、用途があると思うんですよ。その点について、どの学校をやるのかということをお聞きしたつもりで、もしそうじゃなければ、ばらまきの個別に補てんしていくのか。その辺の判断を聞いたんで、今であったら最初の答弁と全く同じですので、全くわからないということござい

ますので、もう少し論点を整理した答弁をいただきたいと思います。

それと、砂川駅前開発も、これまで泉南市の駅前開発はすべて失敗してきた歴史でございますが、ただ南海線の岸和田駅とか——すべてということは取り消させていただきます。

議長（藪野 勤君） 北出君に申し上げます。その中で、計画中のもので失敗かどうであったかというのは、本会議場の中で各自が判断されることでもありますけれども、まだ完成はいたしておりませんので。

21番（北出寧啓君） それで、JRを見ましても熊取駅とか日根野駅とか、南海本線を見ましても泉佐野駅とか岸和田駅とか、駅前開発が展開されておまして、都市計画の中心になっております。残念ながら泉南市の場合は、まだ整然とした駅前開発がされていけませんので、今後明確に詳細な計画を持った駅前開発をやっていただきたいと思います。

ただ、もう少し、今の御説明も資料等が不足してまして、できたらその資料を我々にいただきたいと、その辺議長の方から要請をお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 議会に対するアカウントビリティも、これも大事というふうに認識いたしますので、平面的な図面、当然これは準備組合の総会にも御提示させていただいておりますので、この部分について昼から御配付させていただきたいというふうに思っております。

〔小山広明君「議長、議事進行で」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 本会議中に資料を出せというのは、どんな資料かもわかりませんし、だからそれは本会議までに必要な書類は質問者がちゃんととっていただきますよ。でないと、どんな資料を請求してるんかわかりませんし、これ全部26人に配るものなのかよくわかりませんし、そら資料はいっぱいありますけども、それはやっぱり議会前に請求してもらおうようにしてください。

議長（藪野 勤君） 小山君の議事進行に対しまして、適切に対応してまいります。金田教育総務

部長。

教育総務部長（金田峯一君） 学校整備についての御質問でありますけれども、これについては当初私どもが考えておりました内容では、学校・園24カ所ありまして、視野の中にはこれは全部入っております。その中で予算をいただいた分として、パーフェクトにいければいいんでありますけれども、そうもいかない面もありまして、しかしながら90%の補修ができるのではないかというふうに考えております。90%ほどは可能ではないかというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 90%というのは修繕費全部、泉南市の中・小・幼を全部賄われるんですか。雨漏りとかすべて直るんですか、あと10%足せば。そしたらあと50万円足せば——700万ですから70万ですか、全部完了するんですか。ちょっと答弁がわからない。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 失礼しました。私の解釈違いでありました。学校整備そのものでは、全体的には大規模も含めて非常なものがあり、また修繕におきましてもたくさんメニューがございます。その中で、この予算をいただきましたら、今回の場合、今私がある程度想定している分が90%ぐらいは可能であるというふうに考えております。

ただ、議員御質問の中身としましては、ちょっとパーセンテージは何%というようなことは、現在のところ数字は持っておりませんが、事業内容としてはたくさんございますので、少しでも改善していきたいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時17分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。北出君。

21番（北出寧啓君） それでは、資料をいただきましたので、少し質問させていただきます。

ここに駅広と公共施設と道路、砂川樫井線との

連絡を含めた道路地図をいただきましたけれども、今回の再開発等推進事業委託料というのは、この点の道路、駅広、公共建造物のその位置づけを明確にするということで委託料を計上されているのでしょうか。

それから、このケースに従って、1、2階が核テナント・専用店舗用、3、4階が駐車場という形で、以前は駐車場がほかの地域ということを考えていたこともあるかと思うんですけども、この駐車場が公益床として位置づけた場合、その意義ですね。それと、投資に対する利益の還元年数とか、その辺の位置づけを説明していただきたい。

都市計画決定が平成12年前後に行われるということと、ここではうかがわれるんですけども、都市計画決定に及んでは、当然地域住民の同意を踏まえなければならないことだと思いますし、その辺は当然、しこうしてしかるべき判断をされると思うんですけども、平成12年度再開発、都市計画決定について、その辺の手続的な問題を御説明いただきたい。

午前中、工事完了が平成17年ということで、この17年の完了というのは組合の意向だと伺っておりますけれども、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

以上、お答え願います。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 3点ほど御質問の内容がございました。お答えをさせていただきたいと思います。

まず、今回の委託料500万円を計上している主な目的ということでございますけども、議員御指摘のように砂川樫井線、これについては鋭意事業認可区域内の事業を進めておるわけでございまして、いよいよ近い将来、24年もかかっておるわけでございますけども、部分的ではございますが、開通のめどが立ってきたということでございまして、効果的な事業を進めるに当たって、道路が砂川駅に隣接しなければ何の事業効果もないわけでございますので、今回事業認可を取っておる終点の部分ですが、そのあたりから砂川駅前再開発事業の東街区の区域内に接点を設けなければな

りません。

また、JRの北一番踏切ですか、これの取りつけも協議をしなければなりません。また、府道であります砂川停車場線、これの費用負担なども含めた大阪府との協議も進めなければなりません。それについては、具体的な再開発事業の公共施設のあり方、これについてきちっとしなければそれぞれに対しても協議が進められないわけでございますので、今回公共事業の位置とか線形とか広場の面積、これも含めまして十分な専門的な調査を行いたいということで、計上をお願いしておりますところでございます。

それと、公益床の再開発ビルの3階、4階、これについては駐車場を予定しておりますところございまして、以前駐車場につきましては、平面的な駐車場ということで民間にお願いするというところでございましたが、いろんな組合員の方からの希望もあり、また住宅の駐車場以外にも駅前買い物に来られる方の駐車場も確保する必要があるということで、公益床として泉南市が3階、4階の駐車場の床を保有いたしまして、入居者以外の方にも——入居者といいますか、住宅の所有者以外の買い物に来られた方に対しても、車の駐車できるスペースを供給する必要があるという公的な目的のために保有をするということでございます。

それと、事業のスケジュール的な部分でございますけれども、平成17年に完了するというので、逆算いたしますと5年程度かかりますので、平成12年度に事業の都市計画決定をしなければならぬということで、平成9年度から年間のスケジュール的な分が進んでおりますので、地元に対しても、また議会に対しても、準備組合に対しましてもオープンにしてスケジュールでございます。これについての変更は、今のところ協議しておりません。泉南市といたしましては、それに従って12年度に都市計画決定を進めるという段階で、今回の事前の調査をお願いしておりますところでございます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） ちょっと質問に対する答弁が一部まだなかったと思うんですけども、公益床等に投下する投資額の回収をどういう年限で

見てらっしゃるのかということなどもちょっとお答えいただきたいんです。

それと、いつも、この間の問題がありますけれども、泉南市の場合、6カ町村という形で、公共道路の開発がみんな部分、部分で終わってしまっていると。こういう財政危機の中でまず優先道路を決めると。それは第1に砂櫛線であろうというふうに判断します。そのためには当然砂櫛線が今度大きな買収に入ると思うんですけども、その砂櫛線の公共性をより効果的に高めるためには、砂川の駅広を含めて道路網の整備というのは、これはもう当然であると。

ただ、問題が、例えばこの駅前広場の広さとか、道路がこのようにあって、果たしてそれがいいのかどうかと、その辺のことはまだまだ今後協議しなきゃならないと思います。今回はその点についての推進、委託料であるというふうに判断してるわけですけども、その点そうかどうか、答弁いただきたい。

それと、以前はこの公共施設がもともと和歌山側であったと。それが、どういう事情がちょっとよくわからないんですけど、できたら説明していただきたいんですけども、和歌山側が中止という形で、公共施設はそれにかわって大阪側というふうになったと思うんですけども、もともとこの公共施設、今計画策定している施設は、各オーナーが別個に開発を考えていた用地じゃないかと思うんですけども、それは例えばそのオーナーが納得してるんかどうか。公共施設を建設するための同意がもらえてるのかどうか、あるいはその辺の周辺を含めて、さっき言いましたように12年の都市計画決定のときに、当然それを地域住民の全員の同意がなかったら強行することはないと思うんですよ。その辺も含めてちょっとお答え願いたい。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 先ほどの答弁で答弁漏れがございました。

公益床、これについての投資効果は申しましたが、回収に当たってのめどがあるのかというお話でございましたが、公益床の3階、4階部分の駐車場、これについては公的に管理を行って運営を

するということございまして、まだ具体的にどれだけの駐車料金にするとか、そこらの部分については検討を加えていないというのが現状でございます。できるだけ経費が安いというんですか、経費を削減した状況での駐車場管理、これはやっていきたいと思えます。

それから、還元の問題ですけども、どれだけの期間で元を取るといってこまではまだ積算はいたしておりません。トータル的な駅再開発ビルの事業がどのくらいになるかというのは、具体的に設計の段階に入っておりませんので、その時点にははっきりさせたいというふうに思っているところでございます。

それと、いろいろ変遷があるわけなんですけども、今回東街区になったと申しますか、西街区の方から広場が移行したということございまして、この場合、西街区の大口の権利者の方の強硬な反対があったということで、トータル的には成り立たない状況でございましたので、これは役所が決めたことではございません。理事会を何遍も開いて、総会の同意も得て、東街区の方でまとまりができるのではないかなという判断のもとに計画を立てておるところでございます。

この中にも反対の権利者の方もおられますが、できるだけ具体的な事業の説明をして、100%に近い形での権利者の同意を得て事業を進めたいという気持ちは持っているところでございます。議長（薮野 勤君） 曾木事業部参事。

事業部参事（曾木輝二君） 今の部長答弁の中でちょっとつけ加えるところがありますので、つけ加えさせてもらいます。

今回、駅前広場が前回の位置から動いたことにつきましては、昨年度の準備組合の総会で一応諮りまして、先ほど申された権利者の方の反対の意見も受けました。その意見も踏まえた上で、意向調査の中で全体の道路計画、駅前広場の計画を再度見直していこうじゃないかというような意向調査の結果のもとに、今回見直しを図ったもので、反対があったからすべて移行したというものではありませんで、組合全体の意向、全体の配置計画の見直しを図ってほしいというような意向を受けた上での変更でございますので、よろしくお願

いたします。

〔北出寧啓君「議長、答弁漏れ。もう一回答弁。

いいですか、議長」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） だから、申しましたように駅前広場とこの道路網の整備ですね。これが、砂櫛線の公共性をより高めるために優先的にまずここをやらなきゃならないんじゃないかと。これまで旧来の泉南市の道路開発というのは、6カ町村のそういう枠もありましたし、部分的、部分的に処理してたけれども、やっぱり財政を含めて砂櫛線をまずやると、それで駅前広場開発をやり、それから信濃線へ行くということで基本的に考えてるんでしょうかという話を、今それに答えてくださいと言ったわけですから、それに対して答弁をお願いします。

議長（薮野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 申しわけありません。大きな事業を抱えておるわけでございますが、どれから優先的にやるかということは、大変重要なことであるというふうに認識しております。先ほど議員が申された砂櫛は、これは当然二十何年間手がけている部分でございますが、これと駅前の広場とを効果的につなぐことによって、またそれから事業認可を取ってる部分の信濃線、これの延長も考えまして、段階的に大きな事業に取り組んでいるところでございます。

議長（薮野 勤君） 真砂君。

12番（真砂 満君） それでは、北出議員の関連で若干質問させていただきます。教育委員会の関係だけに絞ってさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目は、設計費の関係でございますが、先ほどの御答弁で、平成14年度実施を目指してコンピューターの導入に関する設計委託料だということでございますけれども、これは4校分なんですよね。残りの小学校は11校ですから、残りの分はどうなってるのか。実施年度は全校一斉にされるのかどうか、そのあたりお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、修繕費の関係でございますけれども、ちょっと先ほどの答弁で聞いてましても非常にわ

かりにくいというか、理解がしづらかったわけなんですけども、基本的にはこの厳しい財政の中で予算を捻出したということは、一定理解をするわけでございますけれども、あくまでこれは補正予算でございますから、今さっきの金田部長の御答弁を聞いてますと、非常口の部分がつぶれてる、また出口がつぶれてると。これは急につぶれたわけではないわけでありまして、本来は当初予算の中できちっと予算取りをして、しなくてはならない問題と、これは当然の話だというふうに思います。

しかし、さきにも言いましたように、非常に厳しい財政の折の中で認められなかったということは、教育委員会としても非常に胸が痛い思いの中で今日まで過ごされてきたことだろうというふうに思うわけですが、ただ今回小学校で700、中学校で500、幼稚園で200、それぞれの修繕費を計上されておりますけれども、果たして現場サイドから上がってきてる――一説によりますと300項目にわたる要望が出てるそうでありまして、果たしてこれだけの金額でその要望なり改善がされるのかどうかというふうに考えますと、甚だ疑問であります。部長の答弁では8割とか9割とかというようなお話でございますけれども、どう考えてもこの程度の金額で解消する道理はないというふうに思うんです。

私も学校現場を何カ所か見させていただきましたが、それはこの本会議場の中でもいろいろ言われてますように、ひどい状態であります。そのあたり、教育委員会として今回補正を上げられてますけども、この金額を積み上げたときの根拠ですね。そのあたりどうなってるんか、もう少し具体というか明らかにしてほしいなというふうに思います。

その2点、よろしくをお願いします。

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） コンピューター関係について私の方から御答弁させていただきます。

新しい指導要領が始まります2002年までに小学校にコンピューターを設置するということが計画してきたわけですが、11校すべて同様にスタートということについては大変しんどい

部分もございまして、3年計画で4校、4校、3校ということで、14年度の夏休みを使った工事で完成を見るという段取りでございます。

議長（藪野 勤君） 津野教育総務部参事。

教育総務部参事兼教育総務課長（津野和也君）

学校関係の修繕費について御答弁申し上げます。

学校関係の修繕費につきましては、私どもといたしましても、現場から三百数項目の修繕要望が出ておるのは十分認識をいたしております。ただ、この300項目の要望事項をすべて解消していくには、早く言えば計算、ちょっと今の時点では不可能なぐらいの数字でございます。

そういう意味も含めまして、特に私といたしましては、担当課長としては、やはり一番子供が教室の中であるような状況の中で、震災等が起きたときにガラス等が倒れてきたりとか、そしてまた児童課長等もしておりました関係上、0-157のああいう関係がありまして、衛生面については特に重点的にやっていきたいという考え方をもちまして、財政課の方に要望してきたところでございます。

そして、金額につきましては、従前でしたら改修等につきましては夏休みを中心にやってまいりましたが、現実的に学校を開いておる関係上、修繕できる時期というのが限定されてまいります。それも早く言えば春休み数日、それに日曜日、そういう状況の中で考えていきますと、本当に危険箇所でも短期間にできるものしかできないという最終的な判断をもちまして、今回そういう金額を要求させていただいたところでございます。

そういうことで、私どもとして残された期間を含め、今できる事業としてこれが限度だろうという考え方で財政課の方に要望したところでございます。ですから、私どももこの金額だけですべてのものができるとは絶対に思っておりませんし、あと残ってる部分の方が多く残っておるといっては十分認識をいたしておりますし、その部分につきましては、今後も財政課なりに要求は続けてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（藪野 勤君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 1点目のコンピューター

の関係ですけども、3年計画でされるということ
でございます。

ただ、問題になってくるのは、そしたらどの
学校から始めるんやということになってくるとい
うふうに思います。多分、今の段階で決定はされ
てないのかなというふうに思いますけども、その
辺はどの学校ということになるとやっぱりいろい
ろ出てきますんで、そのあたりは十分検討しなが
ら進めていただきたいなというふうに思います。

それと、修繕の関係でございますけれども、今
津野参事の方から御答弁いただきましたように、
確におっしゃることはよくわかります。ただ、
基本的にはやはりこれは補正になじむものではな
いと、この辺だけはきちっと財政当局も含めて申
しておきたいなというふうに思うわけでありませ
う。

ただ、参事の方から発言がありましたように、
やはり夏休み期間中、工事しようとすれば一定の
期間等がありますから、今の時期に補正を上げて
修繕するにしても、ほんまの小さな規模というか、
補修程度のものでしかないなというふうに思いま
す。

今、御答弁の中でありましたように、大半修理
ができないということが明らかになりましたので、
この辺は財政当局としてどうなんでしょうか。現
場サイドから要求があったときに、きちっと対応
ができるんかどうかですね。当初予算、ことしの
場合、非常に厳しい予算組みをしたということは
一定理解をしますけれども、やはり現状を正しく
見ていただきたいなあとというふうに思います。

特に役所の仕事でございますから、学校とい
う場所柄を考えますと、例えば災害があったら避難
場所ということで、イの一番に学校の方に退避す
るわけです。その場所が一番危ないということに
なると、何をか言わんやということになってくる
わけでありませうから、そのあたり財政当局はどう
なんでしょうか。教育委員会関係のそういう補修
関係についての要望ということの理解度は、どん
な程度なんですか。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 学校施設関係につきま
して、かなり施設自体が老朽化してるという中で、
その改修等の必要性は十分認識しております。今

年度の当初予算につきましては、かなり厳しい中
で、教育委員会だけでなしに、ほかの部分も含め
ましていろいろと御不便をおかけしてるところで
ございます。

そういう中で、6月議会の中で一定の論議があ
った中で、今年度とにかく補修的に対応できる部
分につきましては、今回補正を組ましていただいた
ということございまして、先ほど教育の参事も
答弁してございましたように、当面の改修項目、
300項目等々は十分認識してるところございま
すけれども、限られた今年度のあと残された期
間の中で対応できる部分、そういうことも勘案し
た中で今回の補正も組ましていただいたというこ
とでございますので、その点御理解をお願いした
いと思います。

議長（藪野 勤君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 状況的には非常に理解は
できるんですけども、もう1点だけ指摘をしてお
きたいなと思うんです。

今、金田部長の方から北出議員に対して御答弁
がございましたけども、例えば非常口の部分が壊
れてると。いろいろ報告を聞いてますと、例えば
火災報知機が機能していないというようなことが
あるわけですね。こんなんは、公共施設でそうい
うことが許されるんでしょうか。

この辺はちょっと消防長にお聞きをしたいと思
うんですけども、実際民間でありましたら、当然
そこは改善命令をきちっと出して指導するわけ
ですね。それが役所の仕事なんで、当然だと思
うんです。それはきちっとしていただかないかん
わけなんですけども、実際自分ら、指導する側の
足元がそういうことで、ほんとに民間あたりを指
導できるのかというたら、なかなか説得力がな
ってくるんですね。そこを優先順位として、金
がなかるうが、やっぱりきちっとやらさないか
んと思うんですよ。

それは財政当局もきちっと認めていかなあか
んというふうに思うんですけども、ちょっと法律
的によくわかりませうので、消防長、そのあたり
はどうなんですか。

議長（藪野 勤君） 小川消防長。

消防長（小川眞弘君） 消防といたしましては、

議員おっしゃるとおりでございます、一応我々
といたしましても、公共施設に対しましても立入
検査を行います。その結果、不備、欠陥がござい
ましたら、指示書をもって初めは指導いたしまし
て、それがだんだん効力というんですか、長い間
放置しておきますと、だんだん命令という形で、
最終的には告発ということになってくるわけで
ございます。できましたら、それまでの間に設置し
ていただきたいというのが実情でございます、
民間の企業でございまして一緒にございまして、
段階的に踏んでいって告発ということになってく
るわけでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。—
——松本君。

6番（松本雪美君） それでは、質問させてもら
います。

公園管理の部分で草刈りの補正予算が出てた
と思うんですが、都市計画費ですね。それで、俵池
の草刈りなんか、除草も実施されるのかどうか。

私もたまにあの辺へ行って朝のウォーキングを
するんですが、草ぼうぼうで大変ですわ。それこ
そ畳の目になってる、レンガ敷きになってる、ブ
ロック敷きになってる部分のそのすき間、詰めた
すき間から草が生えてきて、早いうちに抜き取れ
ば大きくならないで済むし、浮いてくることもな
いだろうと思うんですが、すごくたくさんの草が
そういう目地の中にも生えてきて、それでもちろ
ん最初は国体のソフトの練習会場に使われたとい
うことで、当時はたくさん花も植えられてきれい
だったのが、今はもう草ぼうぼうで、花の時期が
来ても草の中にまみれて、残った種が芽を出して
花を咲かせると。それが済むともう草ぼうぼうで、
また半年、小一年、それも整理されないまま、除
草されないまま、せっかくだ施設がそういう状
況になってるということで、これは俵池だけでは
なくて、泉南市内の公園どの部分にも共通する問
題じゃないかと思うので、これぐらいの予算でい
けるかどうかということをお聞かせください。

それから、教育の学校施設の整備費というこ
とで、ずっと論議になりましたけれども、この論議
の中で今も真砂議員から出てたのは、消防関係な

んかでも、火災報知機が壊れてるという話もあ
りましたけど、例えば信達幼稚園では倉庫がわり
にしてるところにプロパンガスを置いてると。こ
れはいつも消防の方からの点検で指摘されて、結
局物置がないからこういうことになってるんだと
いう園の先生のお話でした。

だから、そういう不備な部分、ほんとに1つ問
題が起これば大変なことになるような、そういう
緊急な問題として私はとらえたんですが、そうで
ないということもあってか、ようわかりませんけ
れども、放置されたままになってる部分がある
ということとかね。

それから、あと鳴二小学校なんかやったら消火
管のところでも漏水があって、その修繕のお願いを
してもだめとか、西信中なんかやったら理科室の
中のガス漏れ、この修理もお願いしてるとか、信
中なんかでも理科室や便所の排水なんか結局ち
ゃんとできないために、実験はできないし、清掃
時にもお便所の掃除もできないという、そんな状
況もあるということですね。

それから、西信小学校やったら2階のトイレの
水が1階に漏れて掃除ができないとか、そんなこ
ともありますし、至るところでほんとに今緊急に
やらなならんというところがたくさん出るので、
私はこの予算で大丈夫かどうかというのがすごく
心配なんです。

それで、東小学校なんか、学校の屋上の部分
にコーティングというんですか、今回そういう大
規模に修理をされましたけれども、今も雄信小
学を見せていただいたら、草ぼうぼうに生えて、
草が幾つも生えて、草を抜き取るのが怖い、雨漏
りで怖いと、これを抜き取ったらまた雨が漏って
くるんじゃないかというので、ゴムの中に流した、
古くなったぼこぼこになったところに根を張って、
どんどん雨のときの浸食があって雨漏りを起こし
てると。

こういう状況はほんとにげばほんとにほど大修理
をせんといけないし、お金がたくさんかかる。こ
ういうことをしっかりと確認されてるにもかかわ
らず放置されてるということは、私は問題だと思
うので、こういう改修の問題についても、しっか
りと方向づけをしてほしいと私は思うんです。学

校の大規模の改修の問題としてお願いします。

それから、駅前問題ではせっかく——せっかくというよりか、こういう図面が今も配られましたけれども、その図面の中にでもはっきりしてまずように、再開発区域の中の計画図はできていますが、その周辺の問題として踏切の対策なんか何も表にきちとした形で方向づけもされてないというのは、私は大きな問題だと思うんですね。

やっぱり周辺に住む人、ここを利用する人、駅前を通る人が、安全で便利なようなまちづくりを進めてほしいという、そういう思いがこの中にはないと思うんですよ。だから、そういう周辺の部分も含めてちゃんとやっていかねばならないということは指摘をさしてもらいたいと思いますし、考え方を知らしてください。

それから、もう1点は、道路部分ですが、この図面を見せていただいたり、今までの論議の中でも幾つか答えていただけていますが、公共施設管理者負担金というので2億8,900万の数字として、道路整備をするために必要な費用がこの中に数字としてあらわされてるんですが、その財源の内訳を聞かしてもらったときには、府道砂川駅停車場線ですか、その府道の位置づけが、府道があるのにもかかわらず開発区域の中やから今度の再開発の中に組み込んでこれを整備するとおっしゃってましたが、府道であるにもかかわらずそこに府費が組み込まれていないような答弁が駅前委員会の中でもあったように思うんです。

その辺、府道としてきちとした位置づけで整備をする場合、府の持ち分ですね、府の補助として出てくる、府費として出てくる部分の金額も聞かしてほしいし、なぜそういう形のものにならないのかということも聞かしてほしいと思います。

それから、もう1つは、今度の再開発計画の中で大きな土地や建物を持っておられる権利者の方がいるんですが、その方が今度再開発ビルの中に権利変換を受けた場合、どの程度の権利変換になるのか。

この今配られたものを見ても、地下1階から13階までで、1階、2階がお店で、3階、4階が駐車場、それから13階までは住宅やと、こういうことですが、駐車場は泉南市が買

うと、全部負担するんだと、こういうふうにならざるを得ないという議論ではっきりしてありますが、そこは抜いて、それで権利変換を行う部分の、その変換を受ける一番大きな権利者の方の状況、全体からいえばどの程度——保留床の処分の分は除いてください。権利変換を受ける部分の何割ぐらいの部分で権利変換を受けるのか。

その数点にわたってお答えしていただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 池上道路課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 道路公園課の方から、俵池公園の管理の問題につきましてお答えをいたします。

俵池だけじゃなくて、私どもで管理いたしております公園施設につきましては、市内に開設都市公園で81カ所、それからその他チビッコ広場等で十数カ所ございます。それぞれ年間の管理計画を立てまして対応しておるところでございますけれども、特に俵池公園の除草等につきましては年2回やっております。

除草の問題につきましては、草刈りの問題につきましては、天候によく左右されます。特にことしは雨が多くて、この辺の需要が非常に多かったというのも事実です。私も俵池公園はしょっちゅう管理、パトロールに行っておるんですけども、なかなか限られた予算の中で満足のいくようなことができるかということ、ちょっと難しい面もございますが、なるべく効率的に対応をしていきたいと思っております。

それから、公園の施設の中にいろんな施設がございまして、駐車場につきましても、雨のときは非常にぬかるんでいろいろ御迷惑をかけておるといことで、ことしは駐車場につきましても、舗装を今年度の事業で予定をいたしております。ですから、駐車場部分につきましては、草の問題は解決すると思っております。

あと、中の問題につきましては、今後とも適正管理に努めたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 学校・園の施設についてお答え申し上げます。

御指摘されておりますように、修繕項目としては約300項目ございます。それにつきましては、十分認識させていただいてるところでございます。そんな中で、今回、危険箇所とか衛生面、そういうあたりでの補修を行いたいということでやってまいりたいということでございますが、これにつきましては、当然項目としてはたくさん課題が残っておりますので、できるだけ1つでも改修に向けて努力してまいりたい。

そして、これにつきましては市教委サイドでことごとくやるんだというようなことではなしに、学校現場の意見も聞いた中で、そのあたりの意見も吸収した中で、その補修に当たっていきいたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 曾木事業部参事。

事業部参事（曾木輝二君） 私の方から、砂川駅周辺に関する質問に対して御答弁させていただきます。

今、砂川駅の上下を結ぶために狭い踏切があります。ここについては当然広げていかなければならない。それと、駅上につきましても、当然整備の必要は感じております。しかしながら、今の経済情勢の中で、できる範囲はどこかというふうなことで絞っていったら——それと、ここ十数年、砂川の再開発につきましては、地元の権利者を巻き込んで準備組合の立ち上げをしまして事業化に向けてやっておりますので、当然今の再開発のエリアの方から整備していかざるを得ないというふうな状況でございます。

それと、府道の砂川駅停車場線の整備費につきまして、今の資金計画では市の方で持ち出しになってるではないかというような質問でございましたけども、これについては平成7年当時でございますけども、砂川駅の再開発区域 3ヘクタール全体をやるとき、旧の泉佐野岩出線の方からこの再開発区域への導入路、それから今の区域と交番との間の整備、ここらも踏まえまして大阪府の方と、それと再開発区域内の道路整備でございますけども、これについて整備計画を立てまして、その費用負担区分につきましても協議した経過がございます。その整備計画の中では、現在整備予定

の区間につきましては、泉南市で持つというような協議をいたしております。

しかしながら、現在の計画は大分縮小してきております。それと、先ほど申しましたような岩出線への接続の道路、これについていつになるかわからないというような状況の中、これについては今委託にかけの中で、いろいろと資料も提供するためにその委託をかけまして、今後府の道路担当課の方とも十分にその費用負担区分については協議していく必要があると思っております。

それと、砂川駅の今の計画の中で、大権利者の方の権利変換はどうなるのかというようなことでございますけども、あくまでもこれは権利変換のモデルとしてうちが試算したものでございます。（松本雪美君「パーセントで答えて。割合で」と呼ぶ）

パーセンテージはちょっと数字的に出せませんので、一応核店舗、1階、2階に3,900平方メートルほど計画しておりますけども、これのすべてを取っていただくと。それから、専門店につきまして796平米程度を考えておりますけども、そのうちの175平米程度を取っていただくと。業務として一応医療関係、その他事務所関係がございまして、そのうち380平米程度の計画の中で175平米を取っていただくと。それと、住宅につきましても40戸から41戸について大権利者の方で取ってもらうというような権利変換のモデルとして作成してきております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） それでは、最初の学校施設の問題ですけれども、先ほどちょっと一言つけ加えたらよかったですけども、例えば直接学校の施設そのものでなくて、西信達幼稚園なんかは進入路を全面的に舗装してほしいというような要望があるから、これは学校の費用以外のところの道路課なんかでもできるものじゃないかなと私は思ったんで、その辺は今後検討課題にちょっと意見を言うときですので、お願いいたします。

それから、雄信幼稚園なんかでも修理してもらいましたけど、ああいう遊具ですね。遊具なんかは幼稚園なんかでは絶対大事な道具ですから、や

らなあかんということで、すぐに修理もしていただいたようですが、鳴滝幼稚園なんかも遊具がすごくさびがたって大変だというのが、見せていただいた300項目の中の一部に出てましたから、こういうのはお金もそんなにかかるものではないでしょうから、絶対にすぐにやってほしいなと思います。

ずっとこの間、こういう教育施設の論議さしてもらってきたんですけども、やっぱりこれは、1つは教育の施設整備の予算というのがどんどん削られて、今までの論議の中でもずっとあったんですが、95年から98年、向井市長が誕生してからは1億4,000万しか使っていないと。しかし、その前の4年間、その前の4年間、ずっと見てみたら、平島さんのときには4億円以上のものが使われてたりね。2期にわたってそうだったし、その前のときは9億円、大方10億円近いものが使われてた。

そういうふうに、もう30年もたつような学校施設がどんどん老朽化して当たり前ですから、新しく建つところも1年、2年、10年と、そういう単位でどんどん償却していくわけですから、それを復活させる意味での予算は、どんなことがあっても毎年系統的につけていかなければ守れないと思うんですよ、学校施設そのものがね。プールなんかもどんどんもう古くなってきてますしね。

そういう意味で、私は今後このまま、今のままでわずかの改修費でお茶を濁すんでなくて、これからの計画、きちっとした対策を立てるべきだと、こう思って質問を何度かさせていただいたんですが、今後この補正予算でそういうことがきちっと表明されるのかと思ったらそうではありませんし、その辺、市長はどう考えておられるのか、市長にきちっとした対応策をお答えいただければなあ、というふうに思ってます。

それからあと、駅前の問題では、先ほどの曾木さんの中身で、もし府道が府道として整備されたら、この駅前停車場線ですね。この道路整備をするときにどれくらい府費ということで出るのか。ちょっとその辺は額を示していただきたいなと思うんですよ。

それから、先ほどの大権利者の方の権利変換分

が大体報告されたんですけども、私がちょっと、電卓をきょう持ってきたんでざっと計算してみましたら、大体8割超えてますよね。この再開発ビルの中でその大権利者の方が占める床ですね。

そういう状況が、先ほどの曾木さんの方の言っていたいただいた、権利変換を受けるべく専門店、核店舗、それからビルの中の業務用の床、それから住宅ね。住宅は41戸ということで、これはあくまでも想定ということでしたが、権利変換をということで権利変換される住宅、99戸のうち41戸が大権利者の人のところへ、想定ですが、そういうような数字が算出されると、こういうことですから、私はとても68億円という多額の——多額というんか、段階的整備ということで縮小された計画であったとしても、今までの論議でも明らかのように、泉南市の負担というのは27億円を超える負担をせねばならないと。今の財政の困難な時期にこういうことが前に進められると、泉南市の財政はどうなるのかということがすごく心配なので、その点について財政を担当される方に御意見を伺いたいなと、こういうふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（藪野 勤君） 曾木事業部参事。

事業部参事（曾木輝二君） まず1点、この事業試算をするために、従前と従後の権利を同等に扱っていったらなかなか事業が進まないということで、大権利者の方から土地について20%、それから建物について7.5%の権利放棄をしていただいている。これだけつけ加えときます。

それと、砂川駅停車場線の府道部分に係る府補助金というか、今市の方が見てる金額でございますけども、2億3,500万円程度が府道砂川駅停車場線に係る市負担分でございます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 教育施設の改修並びに修繕につきましては、効率的な運営と申しますか、効果的な処置がとれますように、今後とも教育委員会と連携を密にしながら、対応を進めてまいりたいと思っております。

それと、砂川駅前再開発の資金計画につきましては、今後の長期的な各プロジェクトとあわせて、一定の資金計画を組み込んでるところで

ざいます。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） ごく簡単にお答えいただいたんですが、資金計画を組むとおっしゃいましたが、財源はどこから捻出されるおつもりでしょうか。砂川駅前再開発の27億円の負担分ですね。それは簡単に言葉や数字合わせでは済まない現実の問題としてどう考えておられるのか、その辺を聞きたいので質問させていただいてるんで、答えていただきたいんです。

それから、教育施設の改修をせねばならない問題ですが、これも合理的にというようなことですが、現実にも今のこの状況を見たとき、しかも平成9年から——前に空調設備など設置をせねばならないということもあって、各学校の整備の方向というんですか、それが一覧表になって示されたので、あ、これでよかったなと平成8年のときは思ったんですよ。

ところが、平成9年になったら全くそれが実施されなかった。9、10、11、大規模改修もほとんど計画どおりに見合ったことはやられてないわけですから、もちろん保健室に空調設備がないために、子供たちが体の調子が悪いから休憩をせねばならないときでも、本当に暑い中で、子供たちを休めてあげる場所ですらきちっと整備されていない。

それから、職員室なんかでも扇風機で暑さをしのいでと、こういうふうなことも対応策としてあるんでしょうが、先生らの方にとったら、扇風機がどんどん回ってるところで、机の上の書類が全部飛んでしもて、それこそ落ちついて準備もできないじゃないかというような苦情もたくさんあって、きちっとした整備をしてほしいということで、今まで皆さんの要望を受けてきた中でこういう計画図が示された。

これはあなたたちがつくったものですよ。それが実施されてこなかったわけですから、今の学校施設のぼろぼろになった校舎、今後これをどうしていくのかということを引きつと年次的に計画を立てて、それを方向づけて、そして実施していくという方針、それをどんなふうにして持っておられるのか、その辺もお願いしてるんですが、答えてい

ただけないので、その辺についてどうですか。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 砂川駅前再開発の議員御指摘の27億の中身でございますが、このうち一般財源につきましては約8億程度、あとは起債という形での対応を考えているところでございます。

それと、学校施設の関係でございますが、今年度も厳しい中、大規模改修を含めまして一定の予算措置をとらしてもらってるところでございます。議員御指摘のように、一定程度、今後とも改修は必要だと思っておりますし、その対応につきましては、今後とも教育委員会と連携をしながら効果的に進めてまいりたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 松本君、まとめてください。

6番（松本雪美君） 何遍質問してもちゃんとしたお答えいただけないので、もう私ほんとに……。さっきも一般財源と起債だとおっしゃったんですが、そうすると、その財源の内訳で起債はどの程度見ておられるのか。今の平成10年度の決算で6,700万も赤字になるくらい大変な状況で、泉南市の決算の状況を見ても大変な状況だということはもう明らかなように、その辺でその起債をどの程度見られるのか。起債発行高、公債発行高、それが安全圏内で落ちつくのかどうか、きちっとした数値をもって答えていただけますか。

それから、学校施設の問題は、大規模改修を含めてどうされるのか。今後の対応として、今のわずかに1,400万ですか、そんなだけで今皆さんからも指摘されたように、この300項目に及ぶような改修、修繕ができるのかどうか。それはできないのは明らかなわけで、やりますというんですが、こんな少ない額で実際対応できないでしょう。大規模改修も含めてやるんなら、何年計画でどういうふうにして進めていくかということをお答えしてほしいんですよ。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 学校施設の整備におきましては、先ほども申し上げましたように、修繕項目においては約300項目でございます。これはこれで、残ってる修繕の方が多いわけでありまして、引き続きこれにつきましては努力してま

いりたい。

そして、学校設備は特に市民の避難場所にも位置づけられておりまして、この点は十分認識いたしております。

そして、大規模改修というあたりでは、これは年次的に、財政当局とも相談させてもらいながら努力してまいりたいというふうに考えております。どうかよろしく願いいたします。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 今後、駅前再開発等に起債を充てていくとすれば、公債費負担比率等、大丈夫なのかというふうな御質問でございましたが、これは中期的財政展望の中でもお示ししてございますが、平成元年から投資的経費は三十数億、また5年、7年、8年では六十数億という形で推移してきておりましたが、これにつきましては、10年、11年については20億以内という形で推移してきてございます。

今後も各主要なプロジェクトは計画しておりますが、そのスケジュール的なものを十分見きわめながら、できるだけ議員御指摘のような心配が起らないような財政運営に心がけてまいりたいと思っております。今のごときでございますし、今のところその財政予測でいきますと、一定程度、この二、三年はかなり16～17%という形で推移しますが、その後の上昇というのは、今後の計画的な運営であれば、率的にはペースダウンという形を考えているところでございます。

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。

〔松本雪美君「ちょっと待ってください。もうあと一言ね」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 回数が過ぎております。松本君。

6番（松本雪美君） 何遍も私の思いを答えていただけないからこういう結果になるんやから、ちゃんと答えていただきたいんですよ。もう終わりにしときますけど、あなたたちが示してる中期的財政展望の、平成11年6月、ことしの6月に出示されたものの中にも、ちゃんと大変な財政難だということで今後の予測されてますでしょう。私はこのことを心配してるんですわ。都市計画決定された後——都市計画決定を12年にやるとします

ね。そしたら、そこからずうっといろんな形で事業を進めていく。権利変換の時期は大体14年ということに位置づけられてますが、平成14年までの財政アセスされてますやんか。その中のあなたたちが財源の予想される不足額というのをちゃんと示しておりますよね。何とその14年には、約14億円の財源不足が予測されるんだということを示しておられる。このことを私は心配してるんです。

こういう財源不足になるということがわかってながら、泉南市の——起債で先送りにしてどんどんローンを組んで借金をして進めていくとおっしゃいますけれども、私たちの次期、私たちの後を継いでいく若い世代の人たちにまで大きなツケを回して行って、そして泉南市の財政を喰い物にするような計画なんだということがはっきりしてるじゃありませんか。

だから、さっきも言うたように起債をどの程度見られるのか、その起債がこの中に含まれてるのかどうか、一般財源の出す額がこの中に含まれてるのかどうか、何にも答えていただけませんが、そういう状況でしょう。

だから、公債発行率でも15%を超えともう危険範囲やということで、泉南市の今の財政の状態はそういう状態だということは、皆さんも既にはっきりと確認されてることですわ。経常収支比率だって103%を超えてるんでしょ。104.3ですか。そんな中でどうするんですか。教えてください。そこところは指摘しときます。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 中期財政展望の中で、確かに厳しい状況を指摘をさせていただいております。したがって、緊急対応策としてさまざまな歳入の確保策、あるいは歳出の削減策ということで、何とか投資も含めて平成14年、ほうっておくと非常に十数億の財源が足らなくなるのを確保していかうということでお示しをし、今懸命の努力をしておるところでございます。

その後の投資の財源につきましては、中期財政展望では14年度までの見通しについて、一定、今の時点でわかる範囲でいろいろと書かささせていただいておりますが、御承知のとおり砂樫線等が

一定のここ二、三年でピークを迎えると。それと、その後の砂川の駅前開発を見ていただいてもわかりますように、平成15年以降本格的に財源が必要となってくると。その整合性をどうとるかということではいろいろと今議論をしておるところでございます。

いずれにいたしましても大きな事業が2つ3つ重なってピークを迎えるというのは、今の私どもの市の財政は耐えられません。したがって、その辺の時期的な問題をうまく調整しながらやっていくと。幸い砂櫛線につきましては、先ほど事業部長からもお答え申し上げましたが、それと駅前の開発、これとがセットにならないと事業効果がなかなか上がらないという側面もございますので、そういう年次のスケジュールも上手に組みながらやっていきたいと。

それと、もう1つ、起債の話でございますけれども、これは展望の中にも書いてますように、13年、14年がピークになります。それ以後は漸次低減化していくといえますか、まだかなり高いレベルではございますが、漸次下がっていくという傾向もありますので、そういう下がるということを持続しながら、駅前開発についても我々取り組めるといふふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。——和気君。

13番（和気 豊君） 1点だけ質問をさせていただきます。先ほどから質問されておりますので、重複部分を避けまして、駅前事業推進委託料、これのみに限って質問をさせていただきます。

まず、最初に確認したいのは、この事業が、お示しをいただいた資料に基づく再開発計画の都市計画決定、これを進めていく上で必要な公共施設の配置計画、これを最終的に決定するためのいわゆる要件書類を、必要書類をつくるそのための委託料だと、こういうことで確認をしていただかしていいのかどうかですね。

それから、この資料ですね。なぜ質問しなければ全面的な資料が出てこないのか。この駅前再開発事業は、先ほどからも論議がありますように、非常に財政不如意な当市にあって、大変な財政が

入用になる、必要になる、こういう事業ですよ。

その事業の費用について、どれだけの費用が要するのか。そしてそのうち大変な市の財政の持ち出しはどのようになるのか。こういう肝心なところが資料として出てこない。全面的な資料を出すことによって、開陳することによって、開示することによって、皆さんの理解を促していく、これがあるべき姿ではないかというふうに思うんですよ。ちょっとその辺の肝心な資料が、このお出しになった資料の中には出ていない。

財政計画ですよ。事業をしていくのには財政の裏づけが必要でしょう。それが出ていない。これについてはどうなのか。十分な説明をさしてほしいという北出議員の質問にかかわって出てきた資料でしょう。それが財政計画も出てないような資料を出してどないするんです。私はその辺、理事者側の対応、これは非常に遺憾だと思います。

それで、出ておりませんので、お聞かせいただきたいと思いますが、駅ビル建設にかかわる事業費、総事業費が一体どれぐらいになるのかですね。これについても、うちの計画は単なる整備ではなくて、再開発方式で店舗の権利変換等を保障するためには駅ビルを建設をする、一番大きな事業になると思うんですが、そのうちの駅ビルの費用が費用総額に占める割合は一体どうなってるのか。

それから、先ほどからこの事業には不可欠だと市側が言われる砂櫛線、これが総費用額のうちのどれぐらいになるのか。それから駅広、これはなくてはならないわけですから。たまたまジョイントするために砂川櫛井線というのが大変な費用になるわけですが、もともと駅前再開発事業というのは駅広が必要ですから、駅広はどないなるのか。それから、砂川停車場線ですね。

それから、先ほどちょっと言われましたけれども、府費の割合等もどれぐらいの腹つもりでやって、大体その辺ではどれぐらい切り縮められるのか。その辺も財政問題では説明は避けられない問題だろうと、こういうふうに思うんですよ。

それから、当然保留床処分による財源確保ですね。保留床処分の総額は一体どないなるのか。そのうち3階、4階における市の持ち出しは、市が購入する部分はどれぐらいになるのか。そういう

ことも資料を出してくれたら質問する必要ないんですよ。当然要る資料でしょう。その辺明らかにしていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、今駅前再開発がどことも破綻をしている、中とんざしている、そのまま凍結している、見直しを迫られている。たまたま駅ビル等がないところではうまくいってるところもあると。駅ビルを抱き込まないところではね。いろいろ千差万別ですよ。しかし、やっぱりうまくいってないという事例の方が圧倒的に高いわけですね。

今回の場合、果たして権利変換してここに入られた、専門店なりに入られた、あるいは権利床を圧倒的に多く確保された皆さんの将来の営業展望ですね、こういうものは十分なのかどうか。この辺も、これは駅前再開発の1つの柱です。これに参画してくる権利者、とりわけ商業者の営業展望というのは抜きにできないでしょう。B調査はどうですか。昭和62年に出されたB調査では、その辺非常に泉佐野の駅前ビルまで、そこまで想定して、この地における消費購買力はどないなるんだと、こういうことまで明らかにされてるんですね。

そういうことも当然我々に判断を求める場合に、総合的な判断をさしていただくためには、どうしても今の時点で出していたかなければならない資料だろうというふうに思うんですよ。そういうのも出てこない。これからやということではね。それだったらそういうものが出てきて、総合的に判断できる材料が出てきてからこの公共施設配置計画も進めていくと、こういうことでやられたら、それが一番いいのではないかなというふうに思います。

それから、やっぱり問題は、果たしてこの事業が地権者の皆さんの意向に沿って進められてるかどうか、これが一番心配なんです。私も二、三の皆さんに当たって声を聞いてきました。なかなかよっしゃと、いわゆる手ぐすね引いて待っている事業、乗り込んでいきたいと、こういうふうな意向がないんですよ。賛成者も非常に消極的賛成なんです。まだまだ材料が不足している、判断材料が足りない。圧倒的な皆さんがお答えになっているわけですね。

だから、総会の出席を見ても、参加者は34名中9名。19名の委任をとってやっと28名。しかし、地権者は39名実際おられるわけですね。準備組合に入っておられる。それからいえばその分の28名と、こうなるわけですから、その辺、本当に自分のこれからの土地の、財産のあり方が決められるような重要な総会に、委任状だけで果たしていくんだろうか、そんな危険な橋を公共事業たるものが渡っていいんだろうか、こういうふうに思うんですよ。

それから、委任状を取るときに、どういうふうな説明の仕方をされたのか。1軒1軒回ってね。あるいは、我々はもらっておりませんが、私がたまたま資料請求をしていただいた資料があるわけですが、そういう資料ですね。概要版ではなくてきっちりした資料をお示しされて、そしてそこからその材料を読み取っていただいて、その上での不安、疑問にお答えになったのかどうか。その上での委任状なのかどうか。この点もひとつ明らかにしていただきたい。

それから、ちょっとこれは細かい問題になるんですが、保留床のうちで3階、4階部分、これを駐車場として確保される。ここに183台という資料をいただいているわけですが、先ほど駅前に来ていただいた人にも広く利用していただいて、有効に、それが駐車場買い取りの意義だと、こういうふうに山内さん言われましたね。183台で99台ね。そのうち99軒の家ができるわけですから、183台のうち99、あと84台しか残らないですね。テナントさんもおられる。業務ゾーンに来られる方、当然自動車等でですね。そういうやつを引いたらあとどれだけ残るのか。

これだけの面積で大型テナント、スーパーが来る場合、いわゆるスーパー協会ですね。正確な名前はあれですが、スーパー協会を出しているこの面積に見合う駐車台数は一体どのぐらいになるのか。満杯になればほんとに足りませんよ、そんなもん。その辺はどういうふうに試算されているのか、その辺もお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、先ほどの問題とちょっと重なるんですが、権利変換をこのビルの中に希望されてる方の

希望は、全部満たせるのかどうか。この辺もお示しをいただきたい。弱小の権利者ですね。借地権だけの方もおられますし、いろいろあると思うんですが、その辺の権利はすべて満たせるのかどうか、その辺もあわせてお聞かせをいただきたいと、こういうふうに思います。

そして、ちょっと全部一遍にやってしまいますとあれですから、あと答弁のいかんによっては再度お聞かせをいただきたい。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、今回の調査の委託費、これについては議員おっしゃられるとおりの目的で実施をするものでございます。平成12年度に都市計画決定するに当たっての公共施設の位置、また規模、またその周囲にかかわります公共施設の接点の問題、これについて十分な協議をするために調査の委託を行うものでございます。

それと、資料の問題でございますけども、資料については駅前の準備組合、またそれぞれの所管の委員会に全部提出させていただいておるものでございまして、今回の補正に当たっての資料に、前回の出させていただいた資料も全部つけるということについては、我々は考えておらないところでございます。

〔和気 豊君「そんなこと言うてない。財政問題だけの資料を出せと言うてる。財政問題が抜けてる」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 曾木事業部参事。

事業部参事（曾木輝二君） 私の方から、砂川駅前再開発に関する計画の件について御答弁させていただきます。

まず、砂川駅前再開発事業に係る総事業費でございますけども、68億1,000万円が必要でございます。そのうち道路整備として――道路整備といいますのは砂川榎井線、それから砂川駅に抜けるところ、現在の砂川駅停車場線、それから公共広場、踏切との接道等の整備に要する費用としまして26億8,900万程度でございます。

それから、一般会計補助といたしまして、これにつきましては再開発……（和気 豊君「ビル関係」と呼ぶ）ビルの建設費はすべてで44億8,100万が建設だけに必要な金額でございます。そ

の他、電波障害対策とか供給施設負担金としまして組んでおりまして、総額で施設本工事としまして46億1,600万の工事請負になってございます。

それと、保留床処分でございますけども、保留床処分につきましては18億2,400万程度、そのうち市の方が購入するのが8億4,000万程度だったと思います。

それと、公共施設整備費の金額でございますけども、先ほど砂川駅停車場線の道路特会の補助金は申し上げましたけども、全体工事費で4億7,000万程度、それから踏切取りつけ道としまして7,660万程度、それから砂川榎井線としまして12億3,880万、それから砂川駅前広場としまして9億300万程度を見ております。

それから、営業調査の件がございましたけども、確かに昭和63年だったと思うんですが、B調査をやった時点で商業コンサルへの委託にかけまして、例えば商業が成り立つかどうかについては検討いたしました。その後実際行われておりません。

今回は、設計委託料を上げながら、準備組合の中でもその事業費というか、この委託そのものがいけるかどうか、いろんなところを判断しまして、補正予算で総会の中で見てもらうというようなことで約束になっております。

それと、今度の委託がこの議会でも認められたら、早速理事会また総会を開きまして、商業コンサルに商業として成り立つのかどうか、そこらも十分その中で明らかにして皆さんの方にお示ししていきたいと思っております。

それから、権利者の意向についてでございますけども、現在まだ準備組合に入っておられない方がございます。多分、反対の意向をお持ちだと思います。これにつきましては、先日の準備組合の総会の中で権利変換モデルを個々にお示していくというようなことを約束しております。それで、この議会明けすくにも、個々に権利者区分ごとに権利変換モデルをお示して、十二分に御説明していったって、何とか同意を得るような格好で持っていきたいと考えてございます。

委任状につきましては、総会案内をして配布、それから回収、その間にもう一回地元の方にうち

の担当の職員が参っています。その中で、一応説明はさせていただいております。それで、権利者の方の都合によって出てこれないという方も多々あるみたいでございます。

それから、大店法、先ほどスーパー云々という話でしたが、大店法の関係かなと思います。大店法では本テナントビルに必要な駐車場台数は120台弱だったと思います。今回は100台ぐらいになるんじゃないかなと。100台か80台ぐらいですかね、なるかなと思うんですけども。申しわけございません。

この地域につきましては特に駐車場が必要な方ということは、自動車で来られる方よりも近隣の方が来られるだろうというので、現在駐車場にかわるものとしたしまして駐輪場を460台程度という格好で、この近隣の方が十分に利用できるだけの駐輪場も一応確保いたしております。そちらの方で十分対応できるんじゃないかなと思っております。

権利変換の借地権者の分は幾らかということなのでございましたけども、これにつきましては土地所有者と借地権者の借地割合ですね。この分が幾らになるというのがちょっと想定できておりませんので、その分については今のところ試算というか、権利変換についても幾らになるかという想定もできませんので、その分についてはこの資料の中では作成いたしておりませんので、よろしくをお願いします。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 声も上がってるようですから、ごく簡単にしていきたいというふうに思います。

市の方も極めて憂慮されておりますように、経済情勢は非常に厳しい。スーパーでも、従来のいわゆる1万平米から3万平米の床面積のそういうスーパーについては、ほんとに売り上げが低下をしている。ほとんどがコンビニエンス方式、地域ごとにあるような小型のあいうローソンとかファミリーマートとか、あるいはセブン・イレブンとか、そういう格好のところどんどん移行していると、こういうこともあります。どでかいやつを建てるのであれば、アスレチックの施設とか地

域の交流センターなんかも含めたとでかいやつは、数市を巻き込んだような、そういうテナントができるというのが今の傾向であって、こういう中途半端なスーパーについては、現にSATYが来たから、それが1つのあれとしてライフは撤退しているわけですから、果たしてここへ核テナントが来るのかどうか、あるいは住宅がすべて確保できるのかどうか。

こういう点なんかについても、やっぱり地権者、あるいはこの予算は先ほど冒頭に言われましたように、都市計画決定を打つための1つの書面をつくるための予算だと、こういうふうに使われているわけですから、当然そういうことも示した上で判断を求められると、これがやっぱり当然のあるべき姿ではないだろうかというふうに思うんですよ。それは後からやる、後からやる。しかし、1つの重要な配置計画は決まってしまうんです、都市計画決定を打つための。後戻りできないんですよ、そういうことになれば。

そら1億3,000万もむだ遣いして平気な市当局のあり方からすれば、これぐらいどうかと思いますけど、今財政難で貴重な財源を投入する上では、その確固たる裏づけを議会にも示し、当然自分の財産の処遇にかかわって非常に悩んでおられる地権者の皆さんに、答えがない、そういう皆さんが多々あったと、こういうふうに使われるわけです。不安で仕方がないんですよ。

何を判断基準として皆さんに権利変換を求められるんですか。そうでしょう。権利変換これからやっていくんやと。もうこれが認められればすぐやっていくんやと。先に商業展望等、振興展望等をお出しになって、それを提示しながら権利意識を調査していかれると。これが本当の筋立った市のとるべき手続、手だてだろうというふうに思うんですが、これから予算を盛って、これから商業調査については準備組合でやってもらうんやと、こんな逆立ちしたあり方というのはないんじゃないかなと、こういうふうに思うんですよ。

それから、大店法に基づく駐車場スペースなんかについても、これは駅前等特殊やから、自転車のあれをたくさん配置をして、自動車についてはそれなりのと。120台というても80台という

ても足らんじゃないですか、あれ99台占めてしまうんやから。それから、ほかテナントやら業務ゾーンの関係の方の駐車場も確保せないかん。こういうことになったら、それだけでも足りませんがな。

こういうものに44億も出して駅ビルをつくる。そして、あとの分は26億8,900万、それで市の持ち出しは、この道路特会については約半分、十三億四、五千万と。道路の配置、それから駅広、それから道路については2つありますね。そういうことを含めて、私は砂川樫井線については、あんなどがかい砂川樫井線についてはもうちょっと見直す必要があるかと思いますが、それをあえて入れてでも13億でできるんです。圧倒的に多い部分が駅ビルですよ。

ちょっとこれ計算合えへん。道路関係で26億8,900万、公共施設配置で46億1,600万、73億ほどになるんですが、これもちょっと計算が合わないんですが、これはよろしいわ。例えば20%ほど土地については権利放棄をしてもらった、大地権者からね。そういうやつを引いたらこういう数字になるんだろうというふうに思いますから、それは結構ですが、その辺ほんとに全面的ないわゆる材料提起をされて、そしてそれから議会にも地権者にも判断をもらう。それで合意したら進めたらいいじゃないですか。その合意も材料を十分に示さんと、不十分なままにやっていく。

きょういみじくも財政の裏づけになるような資料が出てこなかった。こういう態度ではね。やっぱりここにもあらわれてると思いますよ、市の態度が。全面的な資料開陳、提示をして、せっかくあれだけの情報公開条例が通ったわけですから、そういうことで皆さんの意見をもらう。これが当たり前の姿勢ではないですか。情報公開条例が立きますよ。どうですか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず権利変換、これについてはトータル的な部分を出さないと、各個々の権利者に対してどれほどの権利になるのかという分ができません。

それと、また今の段階の準備組合では、それを明らかにするわけにはまいりません。当然組合を

設立して、それから組合が責任を持って各権利者に転換の額と申しますか、どれだけに変わるかという説明をして、それから成立するわけでございます。

それと、まず公共施設がどうあるべきかと、そういう判断を泉南市が行わなければ、再開発自体は成り立たないと思います。まず、公共施設、広場、道路などを含めまして確定しなければ、各権利者の方もどれだけの権利がふえるのか減るのか、こちらについて不安を持っておるとお思いますので、各権利者のためにもまず公共施設の確定を行いたいというふうに考えておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私の方から権利者関係、特に組合員の関係でこれから準備組合として予定をしております関係上、一応御報告申し上げたいと思います。

議員おっしゃるとおり、この駅前開発、これは今の取り巻く事業環境からいえば非常に厳しいものがございます。大阪府下でも、かなり凍結とかそういう結果を生み出しているところが多々あります。そういう関係上ももちまして、これは非常に慎重にやらなくてはいけないなというのは十分認識しております。それで、今回補正で上げさせてもらってる委託料は、一定公共の関係の分を大阪府と協議するための調査費ということでございます。

一方、準備組合といたしましては、当然意向調査も平成10年度には実施いたしました。その結果では一定結果が出ておりますけども、やはり権利者の中には一定不安を持ってることがあります。それは、特に自分の財産はどう変わるんだというようなことで、やはり先に権利変換等の具体論を各権利者にお示しをする必要があるというようなことで、理事会で十分意見が出まして、当然その件につきましては、全体の関係の分を隣組単位で説明してほしいというようなことも実施しまして、その中でやっぱり個々の権利者にその説明に入る必要があると。そういうことで、もう既にその計画、予定を立てております。

そして、権利変換の説明じゃなくて、やっぱりヒアリングも通じて、当然質問者がおっしゃると

おり、商業的なこれが大いに出てくるんじゃないかというようなこともありますので、準備組合といたしましては、その権利変換のヒアリング等を実施し、その状況を踏まえての上で商業調査も一応組合の予算でやっていくというようなことにもなっております。予算措置についてはやっぱり補正で対応したいなど、かようになっております。

いずれにいたしましても、やはりそういう面を踏まえまして、権利者の合意形成は十分必要と思っております。今回上程いたしました委託料と並行してそういう関係も一応進めていきたいと、かように思っております。やはり失敗は許されないという認識で、慎重な上に慎重を期していきたいなど、かように思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 最後にいたします。

若干個々の権利変換については、組合ができてからでないとは提示できないと。今、理事長である上林助役は、商業展望等を含めて組合の段階で明らかにし、それをもとに各権利者の意識調査もやっていくと。ちょっと相反した答弁が出てきておりますが、私はまさに今これだけ経済情勢が厳しい。とりわけ中小企業をめぐる情勢が厳しい。こういう折から、やはり権利者に十分な材料を提供して——もちろん議会にもですよ。それを代表する議会にも示して、総合的な判断を求めていくと。1つも欠けてはならない。

そして、先ほどから言われるように、公共施設の配置計画だということやけれども、この事業というのはもう明らかに44億、六十数%の——六十数%以上です。74%の駅ビルを配置をした、それを取り巻く公共施設。単なる駅前整備じゃないんです。駅前再開発なんです。権利者の権利を駅前ビルで保障するというやり方なんです。それが成り立つかどうかと、こういうことは極めて重要な選択のファクターなんです。ここに財源的にも帰趨は決してるわけですから、一番の重みがあるわけですから、その辺を明らかにしていくと。これがないと一体何を権利者に求めていくのか。それを今やりなさいというふうに言ってるわけです、私は。それが全面的な資料開示ではないかと、

こういうふうには言ってるわけです。

そういうことで、非常に部分部分で、各個でやっていかれる。しかし、その各個は、このケーススタディCの4の改訂版につながっていったわけですから、それ抜きの単なる公共施設の配置計画ではないわけですから、この辺はこれを認めればそこへ連動していくわけですから、1つそれを認めたことになっていくわけですから、そういうばかな資料開示の方法もないし、余りにも議会に不親切に判断を求めることになっている、こういうことを私は言って、質問を終わります。

議長（藪野 勤君） 午後3時30分まで休憩いたします。

午後3時 0分 休憩

午後3時35分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。本日、本会議の最終日もございますので、今後の進行に対しまして議員各位の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

林君。

22番（林 治君） 今議長から、最終日ということでもありますし、御協力ということでありましたので、私もそのつもりで簡潔に質問をしたいと思っております。

砂川駅前再開発の問題に絞ります。砂川駅前再開発は、これまでいろんな議論が出ました。特別委員会でも御議論があったことだと思います。

私は、この砂川駅前再開発が昭和57年からこのことに取りかかって以降、これまで進めてきた1億3,000万の調査費、それから開発公社の方で負担をしている23億円の用地買収、こういった全体のことについて、これは西側街区とでもいまいしょうか、大体そこを中心でやってこられた。實際上この図面を見ても、そういうものだということが明確であるわけです。

そこで思うんですが、まず私はこの点でここを置いて東街区でやると。先ほど大口の権利者が西側街区で反対された云々で御答弁もありましたが、それにしてもこちらで、東側に主にその重点を置いた開発を進めていく、こういうことでは一体これまでの進めてきた、また市の開発公社に土地の

買い取りを要請してやってきた、この行政上の責任というのは一体どうなるのか。これは一体だれがどのように責任を持つのか。大変な市民負担を強いてきたし、これからも強いわけですから、この点についてまず市長の明快な御答弁をお願いをしたいと思います。

それから、財政問題もいろいろ議論がありました。12年に都市計画決定ですから13年から実際上17年で完成させるという今の計画を単純に考えますと、総額68億、うち27億が市の一般会計負担になるという、大ざっぱな話ですが、あるわけですが、ちょっとこの数字、実際私は中身は質問で明らかにしたいと思うんですが、こういう本会議場で余り個々の数字であれこれすると、資料が錯綜してますから誤解があってはいけませんので、これはまた別な機会に譲るとして、少なくとも今まで御答弁があった27億5,000万、これを単純に13年から17年の5年間で割りますと年間5億5,000万ですよ。こういう財政的負担を、今の中期財政展望との兼ね合いで、果たして市の財政でできるのかなという不安を持っているわけです。

そこで、そういうことは先ほどからも皆さんからお話がありました。68億の事業をやっていくという砂川駅前での開発をこれをもってやろうというわけですが、泉南市には4つ駅があるんですね。例えば岡田の駅、何か具体的にやったかどうか。樽井駅は一応形なり、少しはやったんですが、新家の駅もしたと。私は市の財政状況から考えたら、市内4つの駅全体としてやっぱり何らかの具体化を図っていくということも、本来伴わないかな。砂川の駅にだけ集中してこれだけの予算を傾注するのも少し大変ではないかな、こう思います。

それから、3つ目の問題として、市長、今度のいわゆる東街区での事業の推進で、この中心的な事業者、大口債権者は市長の清樟会の会員ですね。そうですね。私も資料を調べてみたら、ほとんど会員1社月1万円ぐらい、ここだけが月2万円で、年間24万円ずっと払ったりしてますけども——いやいや、市長が手を振ったって、私は資料を持って言うてるんです。そういうふうなことでは、私は果たしてこの駅前再開発も、こういう形で進

めるということ自身が大変疑問に思います。

私は、樽井もそうでしたが、駅前の一定の整備をしていく、駅を利用する皆さんの利便にかなうようにしていくということについては、当然やらなければならないことだと思いますし、そして特に交通安全対策を講ずるということは当然のことだと思います。

今、これはある方ともお話ししてたんですが、ゲートタワービルだって大変な赤字だと。どうも大阪市のビルも赤字だ。近隣の泉佐野だってそうですし、泉大津だってそうですし、あのパブルでつくったときはみんな大変な事態になってる。こういうときに、こんな大きなものを今計画してやろうという考え方自身も問題だと思うんです。

とりあえず私は、駅を利用する皆さんの便宜を図る、交通安全対策としてやる、そういうところに最低限限るべきではないかなということ、そういう意見を持って、特にさきの3点についてお答えをいただきたい。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず1点目の計画当初からかなりの歳月と、それから調査費、それと先行取得の問題についての御質問でございますけれども、和泉砂川駅前につきましては、樽井駅前とともに泉南市の2つの大きな都市軸の両端という、いわゆる都市核としての位置づけを総合計画でもいたしているところでございます。

その中で、都市計画道路の拡幅、砂川榎井線あるいは砂川駅停車場線を20メートルに拡幅するという都計決定を打ったわけでございますが、そのときの1つの地元からの条件として、街路事業でやれば当然直接買収方式という形で、今の道路に面している方々が、ちょうどそれぐらいの奥行きになるんですけれども、ほとんどすべて買収されてしまうと。そうなれば当然この区域外に転出をしないといけないということになるわけでございます。

それは非常に困ると、我々は昔からこの駅前で商売をし、または生活していると、そういう現状の中で、道路拡幅というのは賛成だけれども、その道路拡幅をやった後も駅前に残りたいという非常に強い希望がございまして、都市計画決定の際に

そういう要望書もちょうだいをして、それにこたえるという形で都市計画決定をしたわけでございます。

御承知のように、面的整備をなぜやるかというのは、駅前の道路だけではなく、駅前広場と、それからいわゆる交通広場と、そして道路拡幅、そして駅前のにぎわいづくりというこの3つから、再開発手法しかないという考えのもとにスタートしたわけでございます。

ただ、御承知のように、再開発というのは非常に時間もかかりますし、また難しい問題がたくさんございます。いわゆる独立採算でやらなければいけないということでございますので、それなりの事業の見きわめが必要でございます。当初、西側街区を中心に計画をいたしましたけれども、東側街区の皆さんからも一緒にやってほしいという要望がございまして、地元のまちづくり協議会の中で御議論いただいた中で、2つの区域を合わせて全体で約3.3ヘクタールという非常に大きな区域でございましたけれども、全体構想を立てたところでございます。

しかし、その後の経済状況が非常に厳しくなってきましたのと同時に、駅前すなわち核店舗、スーパーという構図が成り立たなくなってきたということもございまして、再度いろんな角度からの見直しをやったということでございます。

その過程で、権利者からは一方、再開発をやった場合、どうしても地区外に転出される方も当然幾つかおられるということと、それから住居と店舗と分離ということも出てまいるということもありまして、代替地をまず確保してくれという話がございまして、今土地開発公社で所有しておりますようなところからのいわゆる買い取り請求、公有地拡大推進法による買い取り請求が出て、検討した中で先行したということがございました。（林 治君「簡潔にお願いします」と呼ぶ）

その後のいろんな、駅前の火災等もございまして、また状況が変化をいたしまして、最終的に駅の東側街区からやろうと。しかも、今の時代に合った、先ほど林議員が言われましたように、必要最小限にとどめると。核店舗も、生活密着の食品スーパー等を中心とした必要最小限のものにやっ

て、あと処分が比較的可能で補助率の高い住宅を積もうということになったわけでございます。

その中で、今度は東街区ということになりましたけれども、砂川樫井線との接続の問題、それから原則として駅舎と一体となって駅前広場をつくるという1つのルールがございまして、その関係で東側街区から先行するとすれば、街路事業の一部見直し、それから駅前広場の設置という問題が出てまいりまして、今皆様方にお示しをしているような案で行うという考えを持っているところでございます。

それから、先行取得用地についてはそういう経過がございまして、区域内で所有している分もございまして、区域外もございまして。これらについては、先般の開発公社の決算の報告の中でもいろいろ御指摘をいただきましたけれども、当時としては、代替地を確保するというのが地元の要求を満たす1つの大きな要素でもございましたし、その当時の環境としては、なかなか代替地の取得というのが非常に難しい時代でございましたので、当時の判断としてはやむを得なかったのではないかとこのように判断をいたしますけれども、しかし今日になりますと、これらの後の始末といえますか、処分なり活用という問題が大きな課題となっておりますので、やはりこれは私も含めまして早急に公社とも相談しながら対応をしていくべきだということふうに思っております。

それから、東街区の大規模権利者については、私の政治団体の会員ではないかということでございますが、そうでございます。ただし、指摘されました額については誤っておりますので、間違いでございます。平成9年度、10年度、ごらんいただきたいと存じます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） ちょっと市長、財政問題についてはお答えなかったんですが。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 財政展望との絡みでございまして、中期計画の中では一応平成14年までに経常経費の中で14億と、そして投資的経費を足していきますと3億程度の赤字と。基金を取り崩した中でね。（林 治君「今まで言うた

ことはいいよ」と呼ぶ)

そういう中で、今後毎年度、10年度でもそうですけども、11年度でもトータル事業経費では18億程度、そして一般財源の持ち出しが6億程度ということの中で、赤字解消ということを計画してございます。

そういう中で、主要なプロジェクトにつきましては、現在砂川樫井線とか農業公園とか行ってるわけですが、時間差的なもので、1つは砂川駅前につきましては、先ほど議員も御指摘ございましたように、13年から17年というふうな目標がございまして、これはある程度時間的な、時間差と申しますか、現在の砂樫とか農業公園とのずれが一定程度ございます。

そういう中で、27億ということですが、市の単費の持ち出しとなりますと、平準化しますと年間1億6,000万程度ということになっていく計画でございます。そういうことであれば、現在の10年、11年の事業のベースでいきますと何とか対応していけるのではないかと、そういうふうに思っております。

議長(藪野 勤君) 林君。

22番(林 治君) 御答弁あったんですが、泉南市に4つの駅があるという問題も含めて、今の事業は、ここでこれだけの事業費をこれから使っていくとなると、いろいろ問題がありますし、私はまず1つは砂川樫井線との連絡を解決してから考える必要があるんじゃないか。それから、駅前整備は、私もやっていかんというものじゃなしに、樽井の駅のようにやっぱりやっていけばいいというふうに思うんですよ。

ただ、今までの投資が、いろんな事情があると市長は言いましたけれども、私も聞いているのではいろんな別な事情も聞いてますから、そういう点ではやっぱり全く、つくった道路計画もここにありますけど、実現性のない道路計画をつくって、そこを用地買収してるとか、いろんな問題がありますし、そういう点で、このままこのことを横へ置いて、また新たにここで68億の事業投資をしていくという点について、私は市の財政事情からも非常に難しいことになるのではないかとということです。

清樟会のことについては、市長、これはあれですよ。7年、8年はそれじゃ認めると、こういうことですね。7年、8年はちゃんとそういうふうになってるんですよ。そうでしょう。だから、そのことを言って、私はそういうことでは非常に不安を感じるということです。

以上です。

議長(藪野 勤君) 山内事業部長。

事業部長(山内 洋君) 駅前の整備計画でございますけども、今回上げておる委託料の中には入っておりませんが、昭和57年から実施いたしました二十数件の調査の中には、砂川駅前以外の駅前整備についての調査委託も入っておるわけでございます。

また、先ほど市長が申しましたように、総合計画の中でも中核となる交通アクセスのポイントでございますので、整備をするという位置づけをしております。また、昨年制定いたしました都市計画の基本方針の中でも、これについては平成27年に完了ということで想定をしてるわけですが、その中でも交通アクセスの中で、砂川駅、また樽井駅との連結が大事であるということで、位置づけをしておるわけでございます。

また、砂川樫井線につきましては、これは北2番踏切——閉鎖した踏切でございますけども、ここまでの事業認可を取ってるわけがございまして、そこから駅側については、駅前整備に位置づけをしてセッティングをするということで進んでおりますので、今回砂川駅前整備によって、今事業認可を取っておる砂川樫井線についての効果的な事業を図れるという確信のもとに事業を進めておるわけでございます。

議長(藪野 勤君) その他ございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔和気 豊君「動議」と呼ぶ〕

議長(藪野 勤君) 和気君。

13番(和気 豊君) この際動議を提出いたします。ただいま議題となっております議案第10号については、一部修正するとともに、これを議題とされんことを望みます。

〔発言する者あり〕

〔真砂 満君「議長」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） お静かに。真砂君。

1 2 番（真砂 満君） 今、和気議員の方から動議提出の旨の発言がございましたけども、既に議長の方が討論を宣言しておりますので、議長、整理をまずしていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

〔小山広明君「議長、議事進行で」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2 番（小山広明君） 確かに討論という表現はありましたが、その後、和気議員が手を挙げられて、当てて、動議という提案を受け入れて議事を進行しとるわけですから、これは至って議長の裁量権の範囲で、これは何の矛盾もないんで、粛々とやっていただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） ただいまの議事進行に対しまして、議長の判断を申し上げます。

討論に入るということを宣言いたしまして、ただいまから討論を行ってまいります。その後の運営の中で御発言を願えればと思いますので。

〔和気 豊君「議長、緊急動議」と呼ぶ〕

〔林 治君「動議が出てるのに議長は下を向いててわからへんかった」と呼ぶ〕

〔和気 豊君「僕は手を挙げてるがな」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 質疑を終結しまして、次に討論を宣言しておりますので、討論に入ることに関して、討論はないかという宣言をしております。

〔和気 豊君「議長」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） はい。

1 3 番（和気 豊君） 手を挙げて、こっちを向いてくれんとあかんよ。動議と言うてるがな。さあっと読んでしもてやね。

議長（藪野 勤君） 先に質疑終結を申し上げます。

〔林 治君「議長、議事進行で」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 林君。

2 2 番（林 治君） 議長ね、議長が下を向いてそれを読んでおられたときに、手を挙げて「議長」と言うてるんですよ。だから、その時点ではそう言うてるわけですから、それから緊急動議という声も出してるわけですから、緊急動議はやっ

ぱりそれはそれで受け付けていただかないと、ちょっとおかしいですよ、それは。別に悪いことしてるんと違うんですから。

議長（藪野 勤君） 林君の議事進行に申し上げますが、議事の進行、運営上の中で、討論に入りますが、そのときに動議の提出がございますれば、それを議長の方で判断してまいりますので、討論を宣告いたしておりますので、討論に入ってください、その後についての問題として扱ってまいります。

〔和気 豊君「動議」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 和気君。

1 3 番（和気 豊君） まだ採決には至っていないというふうに思いますので、その途中での緊急動議ですから、優先をされんことをお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 討論に入りますが、討論はありませんか。

〔小山広明君「議長、議事進行で」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2 番（小山広明君） 討論はありませんかと言ってから、だれも討論の挙手をしてない間に動議が出とるわけですから、その動議を取り上げて、その動議がどういうものをやったらいいと思います。だれか討論を始め出したらそれはあかんかもわかりませんが、だれもまだ討論なしとかありとか言ってないわけですので、ちゃんと議事進行してください。

議長（藪野 勤君） 小山君に申し上げます。議事運営につきまして、ただいま私の方で討論を申し上げておって、別にそれに対して誤りがあるとか、または動議が採決できないとかいうことではございませんので、そのように進行してまいります。

〔和気 豊君「緊急動議」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 和気君。

1 3 番（和気 豊君） この際、緊急動議を提出させていただきます。

ただいま議題となっております議案第 1 0 号については、一部修正するとともに、これを議題とされんことを希望します。

〔「賛成」「反対」の声あり〕

議長（藪野 勤君） ただいま和気 豊君から議案第10号については修正するとともに、これを議題とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

議員提出議案第24号 議案第10号に対する修正動議を議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して、和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気君。13番（和気 豊君） ただいま議題に上りました議員提出議案第24号について、提案理由を申し述べたいと思います。

今お手元に配付されました修正動議の用紙の3枚目をおめくりをいただきたいと思います。

平成11年度大阪府泉南市一般会計補正予算についての修正案でございますが、款土木費、項都市計画費、目泉砂川駅前地区再開発等調査費、この部分の需用費2万5,000円、委託料500万、合計502万5,000円、この分について削減をいたします。

当然、歳入のところでも削減をしなければなりません。その3枚目の上段部分をごらんください。地方交付税から502万5,000円、これを削減をいたします。

トータルで、補正予算部分1億5,348万8,000円、ここから502万5,000円を減額し1億4,846万3,000円とする、こういう提案でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） ただいまの提出者の説明に対し質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより修正案に対する討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

続いて、原案に対する討論を行います。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第10号について、順次採決に入ります。

まず初めに、議案第10号に対する和気 豊君ほか9名から提出されました修正案について、起立により採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立少数であります。よって議案第10号に対する修正案については、否決されました。

修正案否決でございますので、これより原案について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第8、議案第11号 平成11年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第11号、平成11年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書105ページでございます。補正内容といたしましては、歳入歳出総額にそれぞれ1,799万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ48億2,174万5,000円とするものでございます。

その内容につきましては、国民健康保険事業に対する国庫補助事業の助成を有効に活用いたしまして、市民の健康の保持増進のための保健事業を実施するものでございます。

事業の目的といたしましては、市民の健康保持のための健康管理体制の確立を図ることにより、医療の給付の対象となる保険事故の発生等の未然の防止や、疾病の早期発見による重症化の防止の一次予防、二次予防としての予防対策により、保健福祉施策の向上を図ることを目的としております。そのため、この事業運営のための健康管理システムの導入に必要な事業経費の補正を行うものでございます。

具体的な内容について御説明を申し上げます。議案書110ページをお開きを願います。事業といたしましては、総合健康指導事業と総合データバンク事業を実施してまいりたいと考えております。総合データバンク事業につきましては、経費の8割が国庫補助の対象となります。事業費の総額は999万6,000円で、そのうち799万6,000円が補助の対象となり、残りの200万円を一般会計から繰り出すということとなっております。

また、総合健康指導事業につきましては、10割補助ということでございます。経費は800万円となります。したがって、両事業の経費の総額は1,799万6,000円でございます。

なお、国庫補助につきましては、109ページに記載のとおり、特別調整交付金として交付をされるものでございます。

少し事業の内容を御説明申し上げますと、総合健康指導事業につきましては、市民の健康状態のチェックや疾病の早期発見、早期治療等による生活習慣の改善指導などを通じまして、医療費の削減と市民の健康保持の増進を図るための事業経費としてのコンピューターによる健康診査のための委託料及び需用費、役務費としての経費でございます。

また、総合データバンク事業につきましては、高齢者や国保被保険者等の健康情報、受診者の傷病歴、検査データ、在宅療養者の健康情報、家族介護の状況、訪問指導等の実施状況等の訪問結果の記録を保健福祉施策として基礎資料にするためのコンピューター管理を行うための健康管理システムに必要な委託料等でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——和気君。

13番（和気 豊君） この事業については問題ないというふうに思うんですが、これは一般会計からの繰り入れなんですけど、1つは財政法上の問題として、これについては国庫補助等つかないのかどうかですね。財政調整交付金、特別調整交付

金ということで1,599万6,000円があるわけですが、この中に計上されておれば、それについてどの程度ここに算入されているのか、そのことをお示しをいただきたい。

それから、過日谷部長が平成4年の赤字総額が8億何がしかというふうに言われたんですが、私は今までの赤字の最高額は5億5,000万弱と、こういうふうに記憶しておったんですが、その辺、確かな数字をできればお示しをいただきたい。そこまで赤字額が伸びたというのはちょっと記憶がないので、正しければそれでいいんですが、ちょっと私もその裏づけの資料を今持ち合わせておりませんので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 島原国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（島原功明君） まず、和気議員の2点について御質問にお答えいたします。

国庫補助については、先ほど助役が冒頭説明しましたように、1,799万6,000円がこの事業の経費でございます。そのうち1,599万6,000円が国庫補助の対象でございます。その200万については当然補助がつかないので、一般会計からの繰り入れをお願いしたものでございます。

それと、あともう1点目なんですけど、累積赤字の件なんですけど、私どもの資料の中では、平成4年度において8億2,000万程度の赤字がございました。その時点で、累積赤字を解消するために1億3,000万の予算を、繰出金をお願いしたわけでございます。

以上でございます。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可とすること

に決しました。

次に、日程第9、議案第12号 平成11年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第12号、平成11年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に650万円を追加し、4,077万7,000円から4,727万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、115ページに記載のとおり污水处理施設管理基金から繰り入れを行い、本年10月をもって樽井みずほタウンの公共下水道への接続が具体化したため、接続に伴う最終汚泥引き抜き及び消毒等の一連の経費を負担するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第10、議案第13号 平成10年

度阪南市外一市一町隔離病舎組合歳入歳出決算及び解散に伴う精算認定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第13号、平成10年度阪南市外一市一町隔離病舎組合歳入歳出決算及び解散に伴う精算認定につきまして、その概要を御説明を申し上げます。

提案理由についてでございますが、第1回定例議会におきまして阪南市外一市一町隔離病舎組合の解散決議により解散手続を行いました。今回地方自治法第292条の規定に基づき準用する同施行令第5条第3項の規定により、平成10年度阪南市外一市一町隔離病舎組合歳入歳出決算及び解散に伴う精算認定を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会の認定に付す必要から提案するものでございます。

なお、監査委員の審査意見書と平成10年度阪南市外一市一町隔離病舎組合歳入歳出決算書及び解散に伴う精算書につきましては、別冊にお示しのとおりでございます。

この精算書13ページに、歳入歳出差引額といたしまして、決算剰余金543万4,638円がございました。このうち泉南市分配額は235万7,727円で、市に歳入をされているところでございます。

また、議案第13号の参考資料として、隔離病舎組合の解散届出書等を別冊につけておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、どうかよろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり認定

可決することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり認定可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第14号 平成10年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第28、議案第31号 平成10年度大阪府泉南市水道事業会計決算認定についてまでの以上18件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成10年度泉南市各会計決算認定18件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、まず初めに監査委員より報告を求めます。監査委員 谷 外嗣君。
監査委員（谷 外嗣君） それでは、議長のお許しを得ましたので、ただいまから平成10年度一般会計及び特別会計等、並びに水道事業会計の決算審査を執行した結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、泉南市長より審査に付されていた一般会計及び特別会計の決算について、平成11年7月27日に黒須監査委員と私が審査いたしました。この中で、審査に付された歳入歳出決算及び附属書類は、関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿と照合した結果、いずれも符合しており、その収支は正確であることを認めました。

引き続き、平成10年度水道事業会計決算審査を執行いたしました結果を報告いたします。地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、泉南市長より審査に付されていた水道事業会計決算について、平成11年7月6日に黒須監査委員と私が審査を行いました。これにつきましては、水道事業会計決算書を中心に証拠書類並びに関係諸帳簿等について審査いたしましたところ、いずれも法令の定めるところにより執行されており、その状況は適正に行われました。

なお、審査意見書につきましては、それぞれ別添のとおりお手元に配付しております。

甚だ簡単であります。審査報告といたします。
議長（藪野 勤君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

次に、ただいま一括上程の各会計決算認定18件に関し、理事者から順次内容の説明を求めます。
収入役 辻 勇作君。

収入役（辻 勇作君） 議長から御指名をいただきましたので、ただいま一括上程されました議案第14号から同30号に至ります平成10年度泉南市一般会計及び各財産区会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、その概要を簡単に御説明申し上げます。

まず初め、お手元の平成10年度の決算書の1ページから8ページにわたります一般会計でございます。歳入決算額194億6,637万3,587円に対し歳出決算額は194億8,812万7,219円となり、その差引額2,175万3,632円並びに仮称農業公園整備事業ほか4件の繰り越し事業での繰り越し一般財源等の額が4,597万6,000円等を合わせますと6,772万9,632円の不足額が生じ、昭和61年来の赤字決算となりましたので、その不足額を翌年度繰上充用金によりまして補てんをいたしました次第でございます。

なお、平成10年度だけの単年度の収支で申しますと、6,887万7,680円の赤字でございます。

続きまして、9ページから10ページの泉南市樽井地区財産区会計でございます。歳入決算額7億1,544万5,619円に対しまして歳出決算額5,793万5,794円となり、歳入歳出差引額6億5,750万9,825円は、平成11年度へ繰り越しをいたしました。

次の泉南市狐池財産区会計、同じく信達市場（久堀池）財産区会計、同じく馬場財産区会計、同じく海宮宮池財産区会計、同じく信達市場財産区会計、同じく新家（大池）財産区会計、同じく道光寺池財産区会計、同じく新家高野・野口（大掛）財産区会計、同じく幡代財産区会計、同じく信達岡中財産区会計の10財産区会計の各歳入歳出決算につきましては、11ページから30ページにお示しのとおりでございますので、まことに勝手ながら省略させていただきますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、特別会計の決算について御説明を申し上げます。

31ページから32ページの泉南市交通災害共済事業特別会計でございます。歳入決算額515万6,550円に対しまして、歳出決算額514万3,737円となります。その歳入歳出差引額1万2,813円は、平成11年度へ繰り越しをいたしました。

次に、33ページから36ページに記載の泉南市国民健康保険事業特別会計につきまして御説明をいたします。歳入決算額は41億387万2,882円で歳出決算額は41億7,581万3,714円となっており、実質収支ではその差引額7,194万832円の不足が生じたので、翌年度繰上充用金によりましてその不足額7,194万832円を補てんいたしました。

次の37ページから39ページの泉南市老人保健特別会計でございます。歳入決算額45億2,679万9,191円に対し歳出決算額は45億4,527万3,179円となり、歳入歳出差引額において1,847万3,988円の不足が生じたので、同額を翌年度繰上充用金によりまして補てんをいたしました。

次は、41ページから43ページの下水道事業特別会計についてでございますが、歳入決算額45億747万8,497円に対し歳出決算額45億746万9,497円となり、その差引額9,000円は繰り越し事業の既収入の特別財源でございまして、平成11年度へ繰り越しをいたしました関係で、実質収支額はゼロとなります。

最後に、45ページから46ページにかけての泉南市汚水処理施設管理特別会計でございます。歳入決算額は2,990万7,853円、歳出決算額は2,767万8,534円となっており、歳入歳出差引額、すなわち実質収支額でございますが、222万9,319円は平成11年度へ繰り越しをいたしました。

なお、ただいま御説明を申し上げました一般会計を初めといたします各会計の歳入歳出決算事項別明細書につきましては、決算書の47ページ以下にお示しをいたしておりますので、御参照賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、極めて簡単でございますが、平成10年度の一般会計、各財産区会計及び各特別会計など

の決算につきましての概要説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただきまして、御認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 一括上程されました議案第31号、平成10年度泉南市水道事業会計決算認定につきまして、御説明申し上げます。決算書につきましては別冊になっておりますので、よろしく申し上げます。

5ページをお開き願います。収益的収入でございますが、税込みで14億2,218万7,608円で、前年度比2,406万3,721円、率にいたしまして1.7%の減、支出につきましては14億7,082万1,822円、対前年度比6,142万4,157円、率にいたしまして4.4%の増でございます。収支差し引きにつきましては、税抜きで6,786万8,503円の純損失を計上することとなりました。

収入減の主なものといたしましては、営業外収益の分担金、支出増の主なものといたしましては、受水費、減価償却費となっております。内容につきましては34ページから45ページにかけてお示しのとおりでございます。

次に、7ページをお開き願います。資本的収支につきましては、収入額5億3,789万4,150円、支出額7億4,760万9,154円、収支差引不足額2億971万5,004円でございます。この不足額は、当年度消費税資本的収支調整額868万5,388円、当年度分損益勘定留保資金2億102万9,616円で補てんいたしました。

以上、甚だ簡単ではございますが、決算の概要の説明とさせていただきます。よろしく御審査の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより各会計決算認定18件に関し、一括して質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

2番（小山広明君） 予定として決算特別委員会で審議していただきますから、細かい点については省きますが、今収入役の方から決算の状況が報告されました。

結果的には6,700万円の財源不足があって、

次年度から手当てをしたという報告でありましたが、日ごろ収入役の役目として、やっぱりこういうことに至らない、どんなことを言ってもお金がなければ何もできないわけですから、そういうお金の管理をしとるとということからいえば、税収の問題も含めて、このことの収入役としてのこの年度でやってこられたことについて、もう少し私たち議会にもその役目を示していただきたいと思えます。

水道の方は、いわゆる行政一般でいえば市長に当たる方が報告をされとるんですが、この報告の仕方として、やっぱり収入役的な方が報告しなくてもいいのかどうか。収入役が兼ねておると思えますので、その辺の役割なり任務を少し御説明いただきたいと思えます。

議長（藪野 勤君） 辻収入役。

収入役（辻 勇作君） 決算報告をいたした中で、私の職務ということでもた御質問がございましたが、私の職務は、地方自治法170条に規定されておりますように、現金の管理とか、また小切手とかの発行、また歳出につきましての支出負担行為の確認とか、そういうようなものがあるわけがございます。

その中で税収をどのようにということですが、私といたしましては、当然調定をいたしました歳入の税収につきましては、できるだけその収入に努めるとということについての努力をするわけですが、これは市長部局の方で、収税の方でいろいろと努力されておられて、私といたしましても、その中で特に例月の出納検査等で監査委員から指摘を受けますことにつきましても、その点を十分に担当部局の方に伝え、またそのことにつきましても私は私といたしましての意見を述べるということで、通常の業務をいたしてるところでございますので、よろしく願いいたします。

また、水道の分につきましては私担当いたしておりませんので、その点よろしく願います。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 御答弁の中にも意見を言っておるとことですから、やはりその意見をどれだけ重みをもって行政の方が受けとめて、行政

執行するにかかると思うので、三役のうち1人の、こういうお金の面を管理をしている—金があれば、収入役が何ほ払いたくても払えないわけですから、そういう点では収入役の注意なり指示というのは、行政の側も収入役の役目というのは法的にもきちっと位置づけられてあるわけですから、その辺は通り一遍の指示、またそれを受けたというあり方だけではなく、やはりきちっとした拘束力というんか、担保を持った形でそういう注意が守られるようにすれば、こういう結果にはならないと思うので、その辺も含めてそういう三役のあり方ということを再度実効性のあるものに御検討いただいて、議会の方にもその役目を明確に責任も含めて今後示していただきたいと、お願いをいたします。

以上です。

議長（藪野 勤君） 以上で本18件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成10年度各会計決算認定18件につきましては、12名の委員をもって構成する平成10年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することにいたします。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって平成10年度泉南市各会計決算認定18件につきましては、12名の委員をもって構成する平成10年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にすることに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま設置されました平成10年度決算審査特別委員会委員12名の選任につきましては、議長において指名することにいたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。

平成10年度決算審査特別委員会委員に、

3番 辻 彌一郎 君
8番 松原 義樹 君
13番 和気 豊 君
15番 上野 健二 君
16番 重里 勉 君
17番 島原 正嗣 君
19番 角谷 英男 君
20番 西浦 修 君
21番 北出 寧啓 君
22番 林 治 君
23番 稲留 照雄 君
25番 巴里 英一 君

の以上12名の諸君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました12名の諸君を平成10年度決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。委員各位におかれましては、よろしく願い申し上げます。

次に、日程第29、議案第32号 泉南市樽井地区財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第32号、泉南市樽井地区財産区管理委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

樽井地区財産区管理委員につきましては、本年6月22日をもちまして任期満了となっております。今般、関係者と協議を行い、御提案申し上げることとなりましたので、泉南市樽井地区財産区管理会協議書第3条の規定によりまして、別冊議案書1ページから2ページにお示しの方々を泉南市樽井地区財産区管理委員として選任をいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———嶋本君。

26番（嶋本五男君） ちょっと市長、お尋ねす

るんやけれども、このお名前の方にどうのこうのということじゃなしに、樽井には四丁目と五丁目しかないんですかな。ここへ選出されてる方は、もうほとんど四丁目と五丁目、しかも34番の1とか2とかというふうにお隣さん、もうそこで構成されているように感じるんですね。これ、仮にほかの人が見たら、樽井は四丁目と五丁目ですべて委員を占めてしまってる。しかも、その中に、34番の10号と11号、2号、もう隣組ですね、これ。

ちょっとね、樽井はもっと広いと思うんですけども、広く人材を求める方がいいんじゃないかと。いやいや、だれを入れるということじゃないんですよ。これを見ると四丁目と五丁目だけですねん。そしたら樽井は四丁目と五丁目だけしかないかなと、そのような感じがしますし、しかも五丁目でも22番とか19番とか10番とか、もうほとんど御近所の方ばかり。

これ一応選考するとき、そら無理もないんだと思うんですけども、お考えになった方が、何か問題が起きたときには、ちょっとこれ奇異な感じがすると思います。これは、市長はお答えできないのやったらお答えできなくて、向こうから提出してきたものだと思うんで結構やけれども、これを見たらちょっと奇異な感じしますよ。

樽井は四丁目と五丁目、ほかは何もないんですよ。樽井財産区という大きな財産を管理する中で、四丁目と五丁目の人と、しかも隣組の人ばかりがやってるといような感じさえこの中から受け取れるんで、今後ひとつこういう選考についても、広く樽井の中から人材を求めようようにしていただいて管理していただいたら、非常に結構かと思えます。非常に偏ってると思えますよ。御返事にならなかつたらそれで結構ですけども、一応御指摘だけしておきます。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御承知のように、樽井財産区管理委員の場合は、樽井地区から協議の上といいますが、御推薦をいただくということに相なっております。区の中ではいろいろ議論されたことというふうに思っております。その結果として、おっしゃるように、たまたま非常に近い方がおら

れるということも事実かというふうに思いますが、区の中で整理されたものというふうに認識をいたしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 私、九丁目でございます。ただいま嶋本議員がおっしゃってるような問題は、本来ならそれなりの樽井区の中で、やっぱり一応特別財産区ですから、そういう意味では選び方の方法論、選出の方法論といえますかね、いわゆる推薦のあり方そのものをもう少し管理者としてきちんと位置づけなきゃならないんじゃないかなと私も思います。そういう点では、今後のあり方を若干聞きたいというふうに思います。

御承知のように4年前でしたか、98条、樽井財産区にかかわって調査特別委員会がつけられました。そして、そういった意味では樽井財産区の財産管理あるいは運営についてはいろいろ問題があったということで、委員長報告がございました。また、残された問題も多くあります。これを今後どのような形でいわゆる財産区管理委員会が行っていくのかということに対しての市長の見解ですね。これをまず示してもらいたい。

もう1点は、過去、合併以来地元の選出議員がかなり推薦されて、近年は2名ということになってますけれども——2、2、3でしたかね、なっておりますけれども、今回なぜ提案がなかったのかなと。何らかそれは議員そのものに問題があるのか、それともそれ以外に、ただ選出は、先ほど市長がおっしゃってましたように、市長がいわゆる区長に委任しているということだけでの理解でいいのかということで、ひとつお答えを願いたい。

そして、さらに今後も、今私が申し上げた方法論を踏まえて、もうこれから地元議員は推薦しないんだということも含めて、いわゆる民間からこの選び方を方法論として、あるいは方向としてきちんと位置づけていかれるのかどうかということでお答えいただければ。

この3点です。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず1点目の以前にも樽井地区財産区の調査特別委員会がございまして、いろんな形での御指摘なり、あるいは改善の提案等

もいただいております。これらについて、当然今回選任をいただきます皆様方にも十分管理者といたしましても周知をいたしまして、その改善に取り組んでいただくようお願いもしてまいりたいというふうに考えております。当然、公正、公平な立場で職務を執行していただける方であるというふうに認識をいたしております。

それから、2点目の選出基準の問題で、前回は地元の市議会議員の方が2名入っておられたわけでございますが、今回民間の方ばかりということでございます。これにつきましては、いろいろ入った方がいい、あるいは一般の方の方がいいんじゃないかという両論があるかというふうに思いますが、地元の地区としての整理といたしましては、今後民間の方にやっていただきたいという強い考えがあるということもお聞きをいたしました。その中で、できるだけ円満にといいますが、そういう理解も含めてやっていただくように私から注文もつけておいたわけでございます。

したがって、今回民間の方でそういうふうに委員として選任をお願いするという事となったわけでございます。ですから、区の方にも申し上げたのは、あるときは議員が入った方がいいとか、入らない方がいいとか、そういうふうに揺れ動かないようにしていただきたいと。区の考えがそうであれば、今後ともそういう形で1つのピシッとした見解を持っていただきたいということをお願いしたところでございます。

そういうこともございまして、今後の考え方についても、区の方に一応きちんと私の方からも注文をつけておいたところでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 市長はやはり管理者だし、提案されているわけですから、市長に権限があるわけですね。市長がいわゆる管理会に対して、その管理運営に対しての委託ですね。そこに問いかけてるといいますか、それで問題があればそこで審議をしてもらって、それを市長が議会に出すということになるわけですね。

それと、この樽井財産区というのは、言わずもがなの話ですけども、市長が先ほどおっしゃって

ましたけど、ちょっと字句の間違ひがありましたので、樽井財産区調査特別委員会だと。樽井調査委員会ではなかったと思うんで、ちょっと裏返ったかなと。私の聞き違ひかどうかわかりませんが、ありましたらまた御訂正をお願いしたいと思います。

それで、今回の選出の方法がどういう形になったのかというのが、私たちには見えなまま提案されてくるわけでしょう。これは樽井財産区やから樽井の者がしたらええんやという話では僕はないと思うんですね。地方特別公共団体といういわゆる自治法における位置づけの中でつくられたものでございますから、その管理運営に当たっては市長に、済みませんけども、お尋ねいたします。

この樽井財産区という区の存在は、もともとどういう方向で運営しなきゃならないという規定がありますが、それは市長、御承知でしょうね。そういった中で管理運営するわけですから、選ぶ方法論を今おっしゃってるように注文をつけたということでございますから、区長がいわゆる選出委員の代表みたいなものですね、樽井区長に任すわけですから。それはそれで私はそれなりにいいとは思いますが、その方法論の中についてはもう少し明確にできないものか。あるいは文書で、こういう方向で選んでくださいということを相互の文書の覚書のようなものはつくれないものかどうか、今のお答えの中で。

そうじゃないと、その都度揺れていく。あるときは議員が入る、あるときはそうじゃないとかいう、これでは僕は余りいい方向でないし、現在出されてる方向は、僕はいいと思うんですよ。民間の方々が出てくるというのはいいと思うんです。それは樽井の財産区をどのような形で我々は運営していくんだという、これは大事なことから、それなりに僕はいいと思うんですけども、また今度は議員やという形ではないのかどうか。この点をきちんと覚書なり何なりの方法論で、一遍市長、取り交わしていただけないかどうかということなんです。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど議会で設けられまし

た調査特別委員会ですね。私もちょっと、はっきりどう言ったかという記憶が今ございませんが、もし間違っておれば泉南市樽井地区財産区会計調査特別委員会だったというふうに思いますので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それから、今御指摘ありました今後の1つの方針ですね。これは私もはっきりと区の方々にも申し上げたわけでございますが、先ほども言いましたように、議員さんが入られるということは、ある意味では財産区の執行側になるわけでございますから、それは賛否両論あるかというふうに思いますから、今回民間の方々でお願いするという事になったわけでございますから、その方針は今後とも——申し上げたのは、区長がかわろうが、どなたが地区の代表になられようが、それをやはり踏襲をしていただきたいと。要するに、さっき言いましたように、あるときは議員が入って、あるときは入らないとか、そういうことのないようにということを強く申し上げております。区がそれは了承しております。

今御指摘ありましたように、それを確認書なり何なり書面で交わしておいた方がいいんじゃないかということでございますので、これはまた区の皆さんと私と相談して、このあたりの処理を考えたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。巴里君。

25番（巴里英一君） 今、市長がお答えなされた方向で僕は行っていただければいいと思いますので、ぜひともその方向で、いつもふらついてるということでは余り芳しいことではないし、その問題がこういう中にまで持ち込まれてくるということは、決していい結果を生まないというふうに思いますので、ぜひその点をまずお願い申し上げます。

特に、先ほど申し上げてますように、覚書なり何なりの方向をきちんとして、区長がかわろうが市長がかわろうが、やっぱりその選出方法、あり方については変わらないと。

それで、今市長がいみじくもおっしゃったように、議員があそこへ入っていて、またその中で

きたものを出してくるということは、我々は非常に審議がしにくくなる。この後、決算特別委員会があるわけですが、その中でやると、その議員さんが決算特別委員会の委員として入っておられると、なかなか発言もやっぱりお互いに牽制し合うということもあり得る可能性もありますので、そういった意味ではぜひともこの方向で、樽井財産区管理委員会委員の選出方法、推薦方法について、ぜひともお願いを申し上げたいということで、終わります。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を結びたいと思います。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第32号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第30、議員提出議案第14号 政府の保育施策の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して東 重弘君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。東 重弘君。

7番（東 重弘君） 議員提出議案第14号、政府の保育施策の拡充を求める意見書について、既にお手元に御配付をさせていただいております案文の朗読をもって、提案理由とさせていただきます。

政府の保育施策の拡充を求める意見書（案）

共働きの一般化と少子化への対応として、1998年4月から改正児童福祉法が施行された。

近年の出生率の減少、特に働く女性の出生率は極端に低く、就労と育児の両立のための支援は、緊急かつ大きな課題となっている。

しかし、保育所や学童保育などの整備は十分とはいえ、働きながら子育てしたいという保護者の希望を十分かなえるには至っていないのが現状である。

特に、都市部における年度途中の入所、保育時間の延長、一時保育、病時保育などの多様化する保育ニーズへの対応や学童保育における指導員の専門性の確保などが大きな課題となっている。

これらの課題に対応し、就労と育児の両立支援を図るには、国の財政保障が不可欠である。

よって本市議会は、緊急保育対策5ヶ年事業の延伸を求めるとともに、下記についても充実を図るよう強く要望する。

記

- 1、緊急保育対策5ヶ年事業の補助内容を実態に見合うよう改善するとともに、保育所職員の配置基準や施設整備などの最低基準を改善すること。
 - 2、保育施策の充実に必要な財源は、利用者負担の増大ではなく公費負担の増大を図ること。
 - 3、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や夜間保育、休日保育などの保育施策を実施すること。
 - 4、待機児童の解消を図るための緊急対策を講じること。
 - 5、学童保育については、児童館や学校の空き教室利用など、地域の実状に応じて工夫すること。
- 以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年9月30日

泉南市議会

どうか皆さん御賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（藪野 勤君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第14号は、原案のとおり可することに決しました。

次に、日程第31、議員提出議案第15号 道路財源の確保に関する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して巴里英一君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。巴里英一君。

25番（巴里英一君） 議長より許可をいただきましたので、ただいまより議員提出議案第15号、道路財源確保に関する意見書について、上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出するものです。皆さんのお手元に配付いたしておりますので、案文を朗読して提案にかえたいと思います。

道路財源の確保に関する意見書（案）

道路は豊かな国民生活や活力ある経済社会活動を支える最も基礎的な施設であり、都市圏、地方圏をとわずその整備に強い期待が寄せられている。また、高齢化、少子化が進展しているなか、21世紀の社会基盤を計画的に充実させるためにも道路整備は一層重要になっている。

本市は、関西国際空港の開港、りんくうタウンの建設などにより、新しい時代を迎えることとなり国際化、情報化、価値観の多様化などのさまざまな面で大きく変化しつつある。また21世紀を展望した新たな発展を期すべく将来の方向を見すえ、都市の骨格としての道路網の整備を促進するとともに通過交通や地域内交通など性格に応じた適切な分離と体系的な道路整備を図る途上にある。

そのため、これらの施設を支援し、その機能を十分に発揮するための道路整備はもとより、本市域を通過する国道26号線の完成や防災、環境、快適性、高齢者等の利用に配慮した整備促進が急務となっている。

よって政府は、道路整備の重要性を深く認識され、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 平成12年度予算においては、新道路整備5箇年計画に基づき、円滑に道路整備を推進していくため、ガソリン税、自動車取得税等の道路特定財源制度を堅持するとともに一般財源を大幅に投入し、道路整備費を拡大すること。
2. 震災対策、防災対策、良好な沿道環境づくり、

交通安全対策等、安全で快適な道路環境づくりを一層推進すること。

3. 地方公共団体の道路整備財源の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年9月30日

泉南市議会

議員各位におかれましては、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———成田君。

14番（成田政彦君） 今日、高速道路などは既に国の隅々まで網羅され、公共事業優先が日本国民の生活をよくするという考え方は、今大きな疑問を持たれております。

特に新道路整備5カ年計画というのは、公共事業に大企業優先の道路計画、そういうものに予算をつぎ込むという面を持っております。一般財源などは、今日、21世紀には高齢者社会を迎え、福祉に全面的にお金がかかる時代であります。

特に日本の財政の展望を見ますと、いわゆる公共事業に対しては50兆円、福祉に対しては20兆円という逆さまの政治が行われております。私どもは今後、高齢化社会、少子化社会が進展する中で、やはり福祉優先を貫き、そういうところへ一般財源を大幅に投入することが必要ではないでしょうか。道路そのものの整備に反対するわけではないですが、考え方を变えることが今一番求められているのではないのでしょうか。

よって、これに反対いたします。

議長（藪野 勤君） ほかにありませんか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よっ

て議員提出議案第15号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第32、議員提出議案第16号 西日本旅客鉄道株式会社（阪和線）に利便性の高いダイヤ改正等を求める要望決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して井原正太郎君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。井原正太郎君。

1番（井原正太郎君） 御指名をいただきましたので、議員提出議案第16号、西日本旅客鉄道株式会社（阪和線）に利便性の高いダイヤ改正を求める要望決議についての意見書について、案文を朗読いたしまして提案にかえさせていただきます。

西日本旅客鉄道株式会社（阪和線）に利便性の高いダイヤ改正等を求める要望決議（案）

去る平成11年5月10日に「ダイヤ改正」された阪和線での車輛数の減、及び区間快速の激減は、和泉砂川・新家・長滝駅利用者にとって、極めて不便になっている。

また、帰宅時の最寄り快速停車駅での各駅停車への接続も著しく減少している。

さらに、乗り継ぎ駅である日根野駅では、朝夕のラッシュ時は、大変な混雑となっている。

よって、西日本旅客鉄道株式会社においては、下記事項について早急に行うことを強く要望する。

記

1. 日根野駅始発及び日根野駅終着の快速電車を和泉砂川駅始発終着とし、和泉砂川駅～熊取駅、熊取駅～和泉砂川駅間をそれぞれ各駅停車とすること。
2. 和泉砂川・新家・長滝の各駅へ待合室を設置すること。
3. 和泉砂川・新家・長滝の各駅の改札口の混雑を解消する対策を講じること。

以上、決議する。

平成11年9月30日

泉南市議会

よろしく願いいたします。

議長（藪野 勤君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第16号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第33、議員提出議案第17号 大阪府に「教育改革プログラム」の抜本見直しを求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

6番（松本雪美君） 議員提出議案第17号、大阪府に「教育改革プログラム」の抜本見直しを求める意見書について、案文を朗読して提案にかえます。

大阪府に「教育改革プログラム」の抜本見直しを求める意見書（案）

昨年、国連子どもの権利委員会は、「極度に競争的な教育制度」によるストレスの解消を日本政府に勧告した。現在、中学生による事件が頻発していることは、高校受験に対する不安やストレスと無関係ではないと思われる。特に、大阪府では中卒生の全日制高校への進学率が92.3%と低く設定されているため、生徒減少期にもかかわらず8000名以上の受験生が「15の春」に泣いている。

一方「30人学級」の早期実現を求める世論が強まっており、国の施策を待つまでもなく、独自に少人数学級を実施している地方自治体も生まれている。教育条件を整備することは府民の大きな関心であり強い願いである。

また、長引く不況により経済的理由で退学せざるを得ない生徒が増えている。ところが大阪府が発表した「教育改革プログラム」では、入学金や授業料の引き上げ、私学助成の削減などが示唆されており、子どもたちの学習権を奪うことになりかねない。

ここに本市議会は、教育条件を良くするため、大阪府と大阪府教育委員会に対し下記のことを強く要望する。

記

- 1、全日制高校への計画進学率を直ちに引き上げること。
- 2、大阪府独自で30人学級の早期実施に着手すること。
- 3、入学金や授業料の引き上げ、私学助成の削減を行わず、教育費の保護者負担を軽減すること。
- 4、教職員定数を大幅に増やすこと。
- 5、より広く府民の意見を聴取し、「教育改革プログラム」の抜本見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年9月30日

泉南市議会

議長（藪野 勤君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（藪野 勤君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって議員提出議案第17号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第34、議員提出議案第18号 NPO法人（民間非営利団体）の育成策の強化を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

6番（松本雪美君） 議員提出議案第18号、NPO法人（民間非営利団体）の育成策の強化を求める意見書について、案文を朗読して提案にかえます。

NPO法人（民間非営利団体）の育成策の強化を求める意見書（案）

21世紀を目前にし、わが国は、経済のグローバル化、少子高齢化、環境保全、情報化及び資源エネルギー等々、さまざまな構造的問題に直面している。

こうした21世紀社会の複雑で構造的な諸問題に対処していくうえで、政府セクターや民間営利企業に属せず、営利を目的とせず公益的な活動を行なうNPOの存在と役割が改めて注目されているところである。

こうした期待を背負って、平成10年12月にNPO法が施行され、それに基づく法人申請は本年8月6日現在でようやく1,000件を突破したところである。今後、認証されるNPO法人がさらに飛躍的に増加し、医療、介護、環境問題等々での活躍とともに、雇用の受け皿としても発展していくことが期待されている。しかるに、こうしたNPO法人が順調に発展していくうえで、わが国はまだ厳しい環境に置かれており、その環境整備を図ることが急務である。

よって、政府においては、NPO法人等の健全な発展を図るために、下記の対策を早急に講ずるよう要求するものである。

記

1. NPO法人に対する個人や企業の寄付の所得控除や損金算入、NPOの収益事業のみなし寄付、不動産寄付への免税措置等の優遇措置を早急に実現すること。
 2. NPO法人に対する地方自治体等からの恒常的な業務委託を拡大していくことが必要であり、そのための特別交付金の継続を図ること。
 3. 災害、福祉等の公益的な活動に参加するための勤労者ボランティア休暇法を制定すること。
- 以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年9月30日

泉南市議会

議長（藪野 勤君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———嶋本君。

26番（嶋本五男君） 決してこの非営利事業団体に反対するものではありませんけれども、今のところこの非営利事業団体に対しての歯どめがちょっとわからないんです。というのは、雇用のなにもというふうに書いてるんですけども、うっかりすると劣悪なる労働条件のもとに置かれる可能性がある。それと、補助金をこの非営利事業がどのように使うかということも、はっきり言ってわからないんですよ。

それで、私の知ってる人も非営利事業に今度認定されたんですけども、どうも話を聞いてると、自分らが楽しんで給料を取るといような考え方も持っておる。僕はそれは間違いですよと、そのように申し上げてきたんですけども、今後この非営利事業に各市であるとか、またそれぞれの団体に、どのように介護人を回していくかということが大きな問題になるかと思うんですけども、その点、提案者はその非営利事業団体のいわゆる性格ですね——性格というんか、どのような営業というんか事業を行っているかという歯どめがあるとお考えなのか。

問題があればやっぱり調査に入らなければ、ただいたずらにどんどんふえていって問題が残ると思いますんで、その点、非営利事業団体に対する縛りをどのようにお考えなのか。もしあれば——わからなかったらわからないで結構ですけども、もしあれば、私一番懸念してるのがそれなんですよ。非営利事業という名前のもとに、非常に劣悪なる、働いてる人のなにするというようなことさえ考えられるということがありますので、その点の縛りを一体どのようにお考えなのか、その点だけちょっとお聞きしたいと思います。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） 全会一致ということで私が提案者になりましたんですが、私が知り得る中身については、当然この非営利団体というのは営利を目的としない団体ですし、法人格を付与することなどについて、当分の間措置を定めることにより、その活動の健全な発達の促進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とすると、

こうすることでその目的が課せられていますし、その劣悪なサービスといいますか、そしてその非営利団体に所属する人たちの労働条件ですか、そういうことについても、当然社会的な位置づけというのがはっきりしている以上、そこはこういう目的に沿った形での活動に対する報酬ということですし、利益が出ない。利益が出た場合についても、この中で1のところでも言ってますように、NPOの収益事業のみなし寄附ということで寄附ということに位置づけるから、営利団体ではないということですから、当然働いた報酬に見合うものは支払っていただけるようになるということに私は解釈してますので、よろしくをお願いします。

議長（藪野 勤君） 嶋本君。

26番（嶋本五男君） 松本議員の説明で結構だと思いますけれども、そのことは私も百も承知で、決してこれに反対してるわけではないんですよ。

ただ、その非営利事業団体の中に、いわゆる利益は出してはいけなけれども、その中の一部がこれを利用しようとしてかかっている団体もあるんじゃないかと、こういう危惧をしますので、そういうことも含めて今後やっぱりよく監視をしていくようなこともしていかなことには、実際に私の聞いている範囲内では、これを目的で喜んでやっている人がおることは事実なんで、そういうことも含めて、今後希望として、非営利事業をこれから促進していくということは、介護保険ができた以上、こういう団体がなかったら、とてもやないけども、今のものではやっていけないということも百も承知しておりますけれども、その点をひとつ危惧するので、意見として申し上げておきます。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第18号は、原案のとおり可

することに決しました。

次に、日程第35、議員提出議案第19号 関西国際空港の軍事利用に反対する意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田政彦君。

14番（成田政彦君） 議員提出議案第19号、関西国際空港の軍事利用に反対する意見書について、案文を読んで提案したいと思います。

関西国際空港の軍事利用
に反対する意見書（案）

新ガイドライン関連法が国会で可決成立したところである。これを受けて防衛庁は、地方自治体の長に対し法を具体化した説明文書を送付することにより、米軍支援のための病院・バス・水などの提供について、自治体の協力や民間で働く住民の動員までも事実上強制しようとしているものである。

とりわけ関西国際空港が全国の主要空港とともに、この法によって軍事利用の危険にさらされることは、「平和の空港」「公害のない空港」「地元と共存共栄する空港」として、その建設に合意してきた地元自治体として容認できないものである。

よって本市議会は、本市制定の「非核平和都市宣言」の趣旨に基づき関西国際空港の軍事利用をしないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年9月30日

泉南市議会

議長（藪野 勤君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。——— 巴里君。

25番（巴里英一君） 関西空港の軍事利用に反対する意見書でありますけども、私はまだ関西国際空港を軍事利用するということは聞いておりません。軍事利用するであろうといういわゆる質疑、質問の中でよくありますけども、その点、そういった意味では確認はできるんでしょうか。

議長（藪野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） この問題につきましては、

先ほど新ガイドライン関連法が国会で可決成立しました。ガイドラインは3つの法律があるんですけど、その法律の中に地方自治体の長に対し、協力をうたうという条文があります。そしてさらに、今日地方自治体に対しては、この案文に書いてありますように、防衛庁の指針が全国自治体に配られて、このように協力されたいという文書も配付されてます。そういう点で、本市議会においても、非核平和宣言都市の趣旨に基づき、決して関西空港を軍事利用しないことを議会として要望をするということでもあります。

以上です。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——— 討論なしと認めます。

これより議員提出議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（藪野 勤君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって議員提出議案第19号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第36、議員提出議案第20号 軽油引取税の暫定増税分の撤廃及び減額を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して大森和夫君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。大森和夫君。

5番（大森和夫君） 議員提出議案第20号、軽油引取税の暫定増税分の撤廃及び減額を求める意見書について、お手元に意見書案を配付していますので、案文を朗読しまして提案にかえます。

軽油引取税の暫定増税分の撤廃
及び減額を求める意見書（案）

国民生活と日本経済の発展に貢献してきた貨物自動車運送事業（トラック運送）は、昨年7月、通産大臣より不況対象業種として認定され、本年1月、労働大臣より雇用調整助成金の給付が適用される業種に指定された状況であり、業界全体の99%以上を占める中小零細企業は、まさに深刻な事態に至っている。

トラック運送における赤字企業は、全体の半数以上を占め、倒産件数は昨年1年間で575件を数えている。また、労働者の賃金水準は全産業水準を大きく下回るなど、かつてない厳しい状況にある。

これらの背景には、不況による荷動きの鈍化、運賃・料金の低下とともに、高速道路料金や軽油引取税の値上げなどによるコスト圧迫がその要因として指摘されており、とりわけ、軽油引取税の暫定増税分の軽減を求める声は、非常に大きいものがある。

軽油引取税の税率は、地方税法第700条の7において、1キロリットルにつき15,000円と定められているが、それが度重なる暫定増税の上乗せにより、本則で定められた基本税率の倍以上の税率となっている。

政府は「適正かつ円滑な転嫁」として軽油引取税の運賃への転嫁を提唱するが、この厳しい経済状況下においては不可能な状況にあり、結果的にトラック運送事業者の負担が強いられている状況にあると言える。

よって、本市議会は、政府に対し、さしあたり緊急不況対策として軽油引取税暫定増税分（本法附則第32条の2第2項）について、撤廃若しくは減額措置をはかられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年9月30日

泉南市議会

よろしく御賛同いただくようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———

—討論なしと認めます。

これより議員提出議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（藪野 勤君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって議員提出議案第20号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第37、議員提出議案第21号 老朽・危険校舎の早期改修を求める決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

6番（松本雪美君） 議員提出議案第21号、老朽・危険校舎の早期改修を求める決議について、案文を朗読して提案にかえます。

老朽・危険校舎の早期改修を求める決議（案）

市内学校・幼稚園の施設は、その80%以上が建築後20年余りを経過し、老朽化が進んでいる。その上、1995年1月17日の阪神淡路大震災による施設の痛みは、校舎の基礎部分から屋根にまで及び、次なる震災でもあれば大事故にもなりかねない、まさに危険極まりない状況にある。

このことは、市内の11小学校、4中学校及び9幼稚園現場から出されている301項目の要望書からも明らかである。

子ども達の「荒れ」の一要因ともいわれる教育施設の荒廃は、教師、児童及び生徒にとって由々しき問題であり、父母からも強く懸念されている。児童・生徒が安心して学べる教育環境の整備は、何をおいても急務の課題であると思慮される。

よって泉南市議会は、老朽・危険校舎の大規模改修を含む、早期改修を求めるものである。

以上、決議する。

平成11年9月30日

泉南市議会

以上、よろしく申し上げます。

議長（藪野 勤君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———巴里君。

25番（巴里英一君） 1点だけお尋ねさせていただきます。

今、松本議員が老朽・危険校舎の早期改修を求める決議案を提案されましたけれども、事実上提案者がおっしゃるとおりであります。

しかし、御承知のように、午前からずうっと討議されてますように、泉南市の財政規模そのものが非常に厳しい状況にあると思われま。そういった点では、この24校舎の改修費あるいは補修費はどの程度かかるのかということが試算されているのであればお示し願いたい。

そして、それは年次計画としてということの考え方をお持ちなのか。ただ単に、今年度あるいは来年度という形でやれということの要望なのかということで、お尋ねいたします。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） 巴里議員の質問にお答えします。

この老朽・危険校舎の大規模改修を含む早期改修ということでは、費用の点については、私は今、きょうもいろいろ論議がありましたけれども、すべての悪い部分を改修するための費用の計算はしていません。

しかし、その費用についてはどういうふうな形で捻出していくのかということですが、当然泉南市の財政の浪費や冗費を削って、そして今置かれている教育現場の状況を見たときには、もうそのことをおくらせることはできないという緊急課題については、やっぱり理事者の方ではその財政を捻出するために努力していただきたいと思えます。

それから、大規模改修についてでありますけれども、当然現在のこの状況、学校の施設を改修していくための状況をきちっとした形で調査もせねばなりませんし、大規模改修をするときには必ず耐震診断をせねばならないということで文部省か

らも位置づけられている、そういう状況のもとで、当然その改修については一気にやることはできません。だから、財政が許す限り年次的に計画を立てていけということを私も今までの論議の中でも何度も発言をさせてもらっています。きちっとした形で方向を示されるように、私の方からも理事者にはお願いしたいところであります。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 早口だったのでちょっと聞き取れなかったんですが、浪費と言いましたんか冗費と言いましたんか。

そしてもう1つ、何か私がちょっと聞きかじったような感じなんで、削ってということをごどのような意味でおっしゃったのか、ちょっとわかりません。

それをもう一度説明いただくことと、あなたが長期展望だったら長期展望と、中長期だということできちっと書いていただければええんだけど、早期改修ということになりますと、現在の財政規模で果たして試算すればできるのかどうか、そこの兼ね合いがどうなのかということで、お示しください。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） 浪費、冗費、そういう発言をしましたけれども、これは先ほどの砂川駅前の再開発問題でもありますように、大型公共事業で本当に泉南市の財政に大きく影響を与えるようなものについては、市民の税金をつぎ込んでいく事業ですから、当然慎重に対応せねばなりませんし、そういう今問題になっている、先ほどの論議でも問題になったようなものはやっぱりやめて、ちゃんと子供たちを守っていく教育費につぎ込んでいただきたいと思えます。

それから、早期改修ということがありますけれども、当然緊急にやらねばならない部分は、しっかりと理事者の方にそれは考えていただきたいと思えます。全部が全部すぐにやれということではありませんので、理事者に考えていただいて、その中で判断にお任せをしたいと思います。

大体早期ということでは、5年ぐらいの期間を見て、緊急な部分はそれぐらいの中でしっかりと改修してもらいたいなと、こういうふうに思って

おります。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 提案者のお答えを聞いてますと、本来僕は中長期という表現でされれば非常によかったんじゃないかなというふうに思います。

それで冗費、ろう費——冗費というのはいわゆるむだな金という意味なんですね。ろう費というのは労務賃、そういう意味なんですか、言うてるのは、いわゆる労働賃金という意味なんですか。「ろう」というのがちょっとわからない。浪費か。むだ遣い——簡単に言うたらむだ遣いだということをおっしゃってるわけですね。なるほど、そうですか。大体それはわかりました。

それで、耐震診断1つにしても、全体をやれば数千万円超えるのじゃないかというふうに僕は思います。そこから始めると、あなたのおっしゃるような早期改修というのは、気持ちとしてはあるかもわからないけれども、現実には理事者が質問なり、あるいは提案の中で質疑に答えてるように、現実に財政規模から見れば、やはりこのことは考えるけれども、すぐにはできないという答弁もあるわけで、そういう意味では早期改修というのは少し無理があるんじゃないかなと、言い方の表現については。

これは、やはり先ほどあなたもおっしゃるように、早期というたらきょう、あすのという意味の、来年だったら来年とか、1年、2年のことになるわけですから、できれば中長期ということで、ひとつ理事者に考えてくれということであれば非常にいいんじゃないかと私は思いますけども、あなたも先ほど5年というような表現をされましたから、その意味ではこの文面とはなかなか差し合わないんじゃないかなと、いわゆる提案内容とは若干違うんじゃないかなというふうに思いますので、それでお答えいただいてもいただかなくても結構でございますけれども、私はそういう点を指摘して終わります。

議長（藪野 勤君） 他にございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議員提出議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（藪野 勤君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立多数であります。よって議員提出議案第21号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第38、議員提出議案第22号 市町村に対する助成の強化など介護保険法の円滑な実施を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気 豊君。

13番（和気 豊君） 議員提出議案第22号、市町村に対する助成の強化など介護保険法の円滑な実施を求める意見書について、案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

市町村に対する助成の強化など介護保険法の円滑な実施を求める意見書（案）

平成12年4月からスタートする介護保険法は、実施直前において、さまざまな問題点が浮き彫りにされている。その主なものとしては、基盤整備の遅れに加え、予定より高くなる保険料負担（第1号被保険者保険料の場合で市町村格差が最高で4.4倍）、これまでサービスを受けていた者の認定漏れやサービスの低下、軽度と判定されたことにより特別養護老人ホーム等の施設から退所を迫られる高齢者が出てくるのが予想される等々の問題点がある。

こうした問題点は、全国各地に「保険あってもサービスなし」といった事態を招くのみならず、高額な保険料や自己負担等が高齢者・国民の生活を圧迫し、引いては景気回復にも悪影響をもたらすおそれがあると言わざるを得ない。

よって政府においては、下記の措置を講ずるこ

とにより、高齢者の保険料等の軽減を図るなど、介護保険法の円滑な実施を図るよう要求するものである。

記

1. 平成12年度予算において、高齢者等の保険料・自己負担を軽減する財政措置を講じるとともに、低所得者や滞納者対策について市町村に対する財政的支援を強化すること。
2. 新ゴールドプランに引き続き、在宅介護サービス（訪問介護・看護、グループホーム及び住宅改修サービス等）に重点を置く実態に見合った新しいプランを策定・実施すること。
3. 認定より漏れる高齢者に対する介護・予防サービスや市町村が行う横出し・上乘せサービスについて、市町村に対する財政的支援を充実・強化すること。
4. 住民が安心してサービスを選択し受けられるように、施設・在宅介護サービス事業者についての情報公開や苦情処理体制の整備が適切に行われること。
5. 要介護の認定業務の円滑な実施のため市町村に対し、適切な指導を行うこと。
6. 介護費用の所得控除制度の創設を図ること。
7. 高額介護サービス費の適切な水準設定を図るとともに、高額療養費（63,600円）と重複する場合の軽減策を講じること。
8. 一定の条件の下での家族介護に対する現金給付を認めること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成11年9月30日

泉南市議会

以上であります。

議長（藪野 勤君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第22号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第39、議員提出議案第23号 同和行政終結宣言についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して林 治君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。林 治君。
22番（林 治君） 議員提出議案第23号、同和行政終結宣言について、案文を朗読して提案にかえたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

同和行政終結宣言（案）

部落差別は、封建的身分差別の残りものであり、部落問題の解決とは旧身分のいかに問わず、すべての人間の平等・同権を確立し、部落内外の住民が社会生活においてわだかまりなく人間として連帯を広げ、差別を受け入れない圧倒的な社会的世論をきずくことである。

一昨年の3月末で国の「地対財特法」が終了し、同和事業の終結はいまや全国的な流れとなっている。

本市における同和行政は国の「同和対策特別措置法」に先がけて進められ、すでに35年におよぶ同和対策事業によって、一般地域との格差が大きく解消し社会的交流も進展している。

しかし、不公正な同和事業やゆがんだ同和教育・啓発は新たな差別をつくり出すものとなり、部落問題の解決を阻む要因となっている。

今必要なことは、「同和地区」指定という行政上の垣根をとりはらい、市民の自由な社会的交流と連帯を促進することによって、真の部落問題解決への明るい展望を切り開くことである。

よって、泉南市議会はここに同和行政を終結することを宣言する。

平成11年9月30日

泉南市議会

以上であります。どうかよろしくお願ひいたします。

議長（藪野 勤君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） この中で、かつては日本共

産党も部落解放の運動体とも一緒になって運動されてきて、今日一定の部落問題に対する理解が進んだ大きな要因であると思います。

そういう中で、部落解放同盟が進める運動に対して大変批判的な意見を展開していらっしゃるわけなんですけれども、ここで言う「部落内外の住民が社会生活においてわだかまりなく人間として連帯を広げ、差別を受け入れない圧倒的な社会的世論をきずくことである。」という、こういう表明があるわけなんですけれども、どういう方法で、内外のわだかまりをとるようなものがどういう形でやるのかという具体的なものがなかなかない。

私を感じるのそういうこと、部落問題を言わなければ部落問題そのものを全然知らないという人が生まれる可能性がありますね。それから、知らないということと、そういう部落差別が現に社会に存在するという事は、必ずしも一緒ではないと思うので、こういう部落問題、差別問題というのは、差別を受けない人にとってはなかなかわかりにくい問題であるという問題の性格があると思いますね。

だから、私はそんなつもりで言ったことないのと言うけども、受けた側にとってはそれが本当に心の痛い問題であるということを我々は普通の社会生活の中でもいろいろ感じることが出来るわけなんですけども、そういう点で部落の人と部落でない人が内外にわだかまりをとって行くというのは、なかなか簡単な問題ではないと思うんですね。

それから、一番最後の方に、「真の部落問題解決」というのは、どういう方法で、現に差別関係にある中で、どういう形で解消していくという方法論がなかなか——普通は痛みを受けた者とか、本当に問題を受けた側から、おかしいやないかという形でこういう問題は出発すると思うんですが、そのときにはやはり差別を受けておる方は力関係というのが弱い方が一般に多いわけですから、なかなか言い出せない。言うことによってよりハードな差別を受けるといふ、そういう状況があると思いますね。

共産党も長い歴史の中で、やはりまだ共産党というだけで受け入れられないような社会があるのを僕

も毎日経験しとるんですが、そういう点ではやはり差別を受ける側の痛み、また差別をする側というか、差別をされない人にそういう差別を受けることの思いを伝えることの困難さということをも十分存在の中で知っていらっしゃると思うんですが、そういうことも含めて、ひとつ建設的な御意見をいただきたい。

運動的にも考え方が違うから、全部自分とこが絶対正しい、他は絶対間違ってるという、こういう議論ではなしに、お互い人間ですから間違いもあるし、いいところもある。お互いのいいところを学び合っていい社会をつくっていくというのが、私は民主主義社会の中の基本ではないかと思うので、そういう点も含めてひとつ御意見をお聞かせをいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 小山議員からの質問にお答えをいたします。

日本共産党のことにもいろいろと思いをはせて御意見をいただいたこと、ありがたく思います。日本共産党は、いろんな困難な中でもそれをみずからの努力、国民の皆さんの御理解を得てそれを切り開いていくことに、これまで、またこれからも努力はしていきたいと、こう思っています。

まず、ここで内外のいわゆるわだかまりをどうしてとるのかということと、後の真の部落問題の明るい展望ということとは、結局1本の連なったことなんですけども、私どもは、例えば今この文章の——余りいろいろあっちこっち飛んでも話が抽象的になりますからあれですが、私はこの泉南市でも残念ながら行政が同和地区と一般地区と、これは我々は分けてるわけじゃないですよ。行政が分けてるんですよ。それで施策をしてるんですよ。だから、いつまでも行政上のそういう区別をすることが、やっぱりいろんな形で、そこで住民の皆さんから反発となって出てくる。

私は、ちょっと正確でないので申しわけないですが、泉南市の部落差別などあらゆる差別の撤廃の条例がありますね。市の条例ができましたけれども、あの条例の審議の過程の中でも、身障者の方から——あれは議事録にしっかり載ってます。ちゃんと議事録をとっておいていただければ載っ

ておるんですが、僕らこそ差別されてるという話が出たんですよ。それで、非常に残念なことだなあと。そのことを言ったことが残念という意味じゃなしに、そういうふうになってることを残念だなと、こう思ったんです。だから、それは市のいわゆる個人給付の実態との兼ね合いです。

それから、これはやっぱり早く、同和地区だけの特別な施策じゃなしに、市の施策を引き上げて、しかも障害者の皆さんや、またこれから介護保険も始まりますが、老人対策事業等も、これは市民すべからく平等に行うということが必要ではないかなと。早くそうすべきだと。行政がそのために地区指定をして、同和地区と一般地区というふうな行政としての垣根をつくるべきではないんじゃないかな。そういうことをなくすことによって、長い間続いてきた部落問題というこの問題の明るい展望を切り開くことができるというふうに私どもは考えているんです。

決して、これは共産党が特別に考えて、地区を指定したり指導したわけじゃないんで、これは行政上のことなんで、それを押しつけようと言うてるのは今行政の側なんで、日本共産党は決して押しつけておりませんので、その点もあわせて御理解を願いたいと思います。

日本共産党はかつてやってたと言いますが、かつてどころか今も大いに盛んにこの差別をなくすために、関係の皆さんと御一緒に努力をしてるつもりであります。その努力が実るようにこれからも頑張りたい、こういうふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） かつては解放同盟の組織と一緒にやっておったということを私は言ったつもりなんですが、現在も全解連と言われているもので部落問題に取り組んでいることは私も存じております。

行政が勝手にここは部落だ、ここは部落でないという線を書いたというのをよく展開をされるわけなんです、一定私は同和事業というそういう国の事業があるわけですから、そういうときに地方に財政負担をかけてはならないということで、国は特別に地方財政法でいっても、経費に該当し

ないものについても地方債をもってその財源とすることができるという法律をつくってありますし、また元利償還金を基準財政需要額に算入するというので、いわゆる交付税算定の基礎にしておるわけですね。

こういうものがやっぱりある限り——ある限りというんか、こういうことがあるわけですから、行政としてはやはりより市民にも有利な、より効率的な財政運営をしようとするれば、せっかく国の方のこういう同和事業というものとしてやれば、一般市民の税負担よりも国から交付税算定の場合の数字とか、それから普通だったら認められない地方債についても認めるという、こういうことを利用するというのは、私は共産党の市長になってもとり得る手法ではないかなと思います。

それから、もう1つは、同和事業とするためには、やっぱり同和地域がなければ同和事業ができないのは当然なことなんです。そうすると、やはりこれは同和地域に住まれてる方も、ここが同和地区だと、そんな線を書いてほしくないですよ。みずからが書いたわけじゃないでしょう。僕は、実態的には同和地域外の人が、あそこは同和地域だよという形で、実際書いておるのは同和地域の人じゃないんじゃないですか。そういうように何か行政が勝手にここは同和地域だと。これは同和地域の人の了解、名乗りがない限りは指定できないでしょう、そら当然。

であるならば、同和地域の地域をとれと言って、その人々の多数、民主主義を経なくて、圧倒的に多い同和地域外の人場に土俵を広げて、あそこは同和地域でない、もう線をとれと、そういうことは私は民主主義の中でもあり得ないんじゃないかなと思います。

これは例を出すまでもないけども、ある会社のところでいろんな問題が起こったときに、会社以外の方が多数だといって、そんな問題はほっとけとか、それは言えないわけで、そこにおる、問題の中にある、個別のそういう問題の中での民主主義というのは、当然それは大事にしてあげないと、さっきの樽井の委員の問題でも、樽井の中である意味の手續が民主的にやられたことについて、樽井以外の方がそれはおかしいじゃないかと、何ぼ

議会の議場といってもそういう議論は私は展開できないと思うんですね。

そういう点で、この問題は余り長くやるつもりもありませんが、こういうことで提案者の答弁を受けて、私の意見を言って、この質疑は終わりたいと思います。

議長（藪野 勤君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—小山君。

2番（小山広明君） 同和行政終結宣言案に反対の立場で討論させていただきます。

こういう同和地域の人々にとって大変重大な問題をそういう人たちの民主的な、また多数の合意のないまま、この議場でもしそういう決議をするということになれば、私はやはり一人一人を基本にした民主主義を大きく議会が否定することになるのではないかと思います。

質疑の中でも申し上げましたが、やはり同和地域という地域指定は、住民の理解の中で行政がそのことを受けて、国の政策である同和事業を進めてきたわけであります。当然、同和事業というのは、あるおくれた地域をつくる形で社会全体の社会基盤をおくらしてきたという、そういう為政者側の都合があったわけでありますから、同和事業というのは市民全体の基盤整備なりレベルアップしていく、その先導役という意味を持つてゐることは当然であります。

財政問題を見ても、地方に国の責任である同和問題での財政負担を与えないということも、ある意味ではお金が一般地域にも使えるわけでありますから、そういう点では私は同和事業というのは大変大事な施策であると思いますし、この問題は慌てずに、差別を受けてきた方から自発的にそういう問題が提起されたときにやっても十分間に合う問題であり、強制的に外から、同和問題そのものを学ぶ、聞くということのない中で、知らないことがもうそれは差別がないんだということに陥る大変危険性を持っており私は思います。

こういうことで、十分にそういうことを議論するためにも、私たちは極端に言えば、1人の同和地域における差別問題がある限りは、やはりこう

いう施策を残さなくてはならない。そのことを残しておくことが何ら弊害にもならないと私は思います。むしろ今の行政を考えますと、同和問題に対する理解がないために、運動体に引っ張られておるという面も否めないと思いますけれども、これはやはり差別問題の大きな問題であります。やはり自分の問題とならない限り人間はなかなか立ち上がることがないわけでありますから、そういう点でしばらくの間、運動体主導で引っ張られるということも、これは部落問題だけではなく、あらゆる問題の解決に至る1つのプロセスではないかと思えます。

このような同和行政の終結宣言には反対をいたしますので、理解をすることには大変困難な問題を持ってありますが、議員各位の御賛同をひとつよろしくお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（藪野 勤君） 起立少数であります。よって議員提出議案第23号は、否決されました。

ただいま可決されました意見書、決議につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては議長に御一任願いたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして平成11年第3回泉南市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後6時7分 閉会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 藪 野 勤

大阪府泉南市議会議員 巴 里 英 一

大阪府泉南市議会議員 嶋 本 五 男